

1．評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人北方領土問題対策協会		
評価対象事業年度	年度評価	令和 7 年度（第 5 期）	
	中期目標期間	令和 5 年度～令和 9 年度	

2．評価の実施者に関する事項				
主務大臣		内閣総理大臣		
	法人所管部局	内閣府北方対策本部	担当課、責任者	内閣府北方対策本部参事官 小林 明生
	評価点検部局	内閣府大臣官房政策評価広報課	担当課、責任者	内閣府大臣官房政策評価広報課長 石川 亨
主務大臣（融資業務のみ）		内閣総理大臣及び農林水産大臣		
	法人所管部局	内閣府北方対策本部 水産庁漁政部水産経営課	担当課、責任者	内閣府北方対策本部参事官 小林 明生 水産庁漁政部水産経営課長 堀 和匡
	評価点検部局	内閣府大臣官房政策評価広報課 農林水産省大臣官房広報評価課	担当課、責任者	内閣府大臣官房政策評価広報課長 石川 亨 農林水産省大臣官房広報評価課長 野添 剛司

3．評価の実施に関する事項	
独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）の自己評価に対して、「独立行政法人北方領土問題対策協会の評価に関する基準」（平成 27 年 6 月 12 日内閣総理大臣決定、令和 5 年 4 月 13 日一部改正）に基づき、主務大臣による評価を実施した。また、評価を行うに際して、内閣府独立行政法人評価等のための有識者懇談会及び国立研究開発法人審議会水産部会を開催するとともに、協会の理事長等と意見交換を実施し、意見を聴取した。	

4．その他評価に関する重要事項
特になし。

1. 全体の評定					
評定（S、A、B、C、D）	B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	（参考）本中期目標期間における過年度の総合評定の状況			
		令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
		B	B	B	
評定に至った理由	項目別評定は、A 評定が 1 項目、B 評定が 9 項目であることから、全体の評定を B とする。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	・重要度「高」、困難度「高」としている国民世論の啓発については、「北方領土返還要求運動の推進」について、協会の業績向上努力により、中期計画における所期の目標と同等の成果が得られていると認められることから、評定を B とした。「青少年や教育関係者に対する啓発」について、協会の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、評定を A とした。「国民一般に対する情報発信」について、中期計画における所期の目標を下回っているが、啓発施設の集客数について、啓発施設が所在する北方領土隣接地域（根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町をいう。以下同じ。）の令和7年度の観光入込客数は、令和2年度以降で初めて新型コロナウイルス感染症の影響を受ける令和元年度以前の水準に回復したが、啓発施設については、季候の良い上期（4月～9月）に年間来館者数の約8割が訪れる傾向があるところ、令和7年度上期の観光入込客数は、依然として令和元年度以前の水準に回復していない。そうした外部要因がある中、協会による自主的な努力により、具体的な業績改善の取組が実施されていることを考慮し、評定を B とした。項目別評定全3項目のうち、A 評定1項目、B 評定2項目であり、全体として中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、評定を B とした。 ・四島交流事業について、ロシアによるウクライナ侵略を受けた日露関係等の情勢という予測し難い外部要因により、結果として業務が実施できなかったが、協会による自主的な努力が行われ、具体的な業績改善の取組が実施されていることを考慮し、評定を B とした。 ・調査研究について、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、評定を B とした。 ・元島民等の援護について、ロシアによるウクライナ侵略を受けた日露関係等の情勢という予測し難い困難な外部要因により、結果として一部の業務が実施できなかったが、協会による自主的な努力が行われ、具体的な業績改善の取組が実施されていることを考慮し、評定を B とした。 ・北方地域旧漁業権者等への融資について、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、評定を B とした。 ・業務運営の効率化に関する事項について、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、評定を B とした。 ・財務内容の改善に関する事項について、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、評定を B とした。 ・その他業務運営に関する重要事項について、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、評定を B とした。 以上を踏まえ、全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、評定を B とする。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	ロシアによるウクライナ侵略を受けた日露関係等の情勢という予測し難い困難な外部要因により、結果として、四島交流事業（I－（2））の全ての業務及び元島民等の援護（I－（4））の一部の業務（自由訪問への支援及び航空機による特別墓参）が実施できていない状況にあるが、北方四島交流等事業使用船舶「えとぴりか」（以下「船舶「えとぴりか」」という。）の試験運航の実施など事業の再開に向けた準備、別途の事業として船舶「えとぴりか」を使用した北海道本島側の洋上からの北方領土洋上慰霊（以下「洋上慰霊」という。）の実施、国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げることを目的とした船舶「えとぴりか」の一般公開の実施など、協会による自主的な努力が行われ、具体的な業績改善の取組が実施されていると認められることから、評定においてこれらを考慮する。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	引き続き、定量的指標、定性的指標及び中期計画における所期の目標の達成に向け取り組む必要がある。 特に、重要度「高」、困難度「高」としている国民世論の啓発について、あらゆる地域、世代の国民、とりわけ次代を担う若い世代の北方領土問題に対する理解を深め、関心を高めるとともに、北方領土返還要求運動への参加意欲が高まるよう、引き続き、各種調査等も勘案し、事業の有効性や費用対効果の検証を不断に行い、その結果に基づき、事業の更なる改善・効率化を行っていく必要がある。
その他の改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし。
その他特記事項	特になし。

--	--

様式１－１－３ 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表

中期目標（中期計画）	年度評価					項 目 別 調書No.	備考
	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
（１）国民世論の啓発	<u>B ○</u>	<u>B ○</u>	<u>B ○</u>			I－(1)	
①北方領土返還要求運動の推進	<u>B ○</u>	<u>A ○</u>	<u>B ○</u>			I-(1) -①	
②青少年や教育関係者に対する啓発	<u>A ○</u>	<u>A ○</u>	<u>A ○</u>			I-(1) -②	
③国民一般に対する情報発信	<u>B ○</u>	<u>B ○</u>	<u>B ○</u>			I-(1) -③	
（２）四島交流事業	B	B	B			I－(2)	
（３）調査研究	B	B	B			I－(3)	
（４）元島民等の援護	B	B	B			I－(4)	
（５）北方地域旧漁業権者等への融資	B	B	B			I－(5)	

- ※１ 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※２ 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※３ 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。
- ※４ 「項目別調書No.」欄には、令和６年度の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。

中期目標（中期計画）		年度評価					項 目 別 調書No.	備考
		R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項								
	業務運営の効率化に関する事項	B	B	B			Ⅱ	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項								
	財務内容の改善に関する事項	B	B	B			Ⅲ	
Ⅳ．その他業務運営に関する重要事項								
	その他業務運営に関する重要事項	B	B	B			Ⅳ	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－（1）	国民世論の啓発		
業務に関連する政策・施策	北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針（平成 31 年内閣府・外務省・国土交通省告示第 1 号）第一	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成 14 年法律第 132 号）第 11 条第 1 号 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和 57 年法律第 85 号）第 4 条
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 I－（1）－①～③ 【困難度：高】 I－（1）－①～③	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID：000281

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度		R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
								予算額（千円）	545, 613	656, 263	752, 206		
								決算額（千円）	524, 167	528, 035	577, 829		
「国民世論の啓発」に関する主要なアウトプット（アウトカム）情報については、以下の各項目別評定調書において詳細を記載。								経常経費（千円）	540, 034	527, 334	559, 641		
								経常利益（千円）	33, 399	128, 394	54, 050		
								行政コスト（千円）	550, 541	537, 063	568, 480		
								従業員数	7 人	7 人	7 人		

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞	評定 B
	北方領土返還要求運動の中核を担う方々の一層の高齢化を踏まえ、広く国民一般の北方領土問題に対する関心と理解を得て、今後の返還運動の裾野を広げ、国民運動としての活性化を図るという観点から、本中期目標期間中に目	北方領土返還要求運動の中核を担う方々の一層の高齢化を踏まえ、広く国民一般の北方領土問題に対する関心と理解を得て、今後の返還運動の裾野を広げ、国民運動としての活性化を図るという観点から、本中期目標期間中に目	北方領土返還要求運動の中核を担う方々の一層の高齢化を踏まえ、広く国民一般の北方領土問題に対する関心と理解を得て、今後の返還運動の裾野を広げ、国民運動としての活性化を図るという観点から、令和 5 年 4 月 1 日から	＜その他の指標＞ ・各種事業の実施効果の検証方法等について検討を行い、効果検証の結果等に基づき、PDCA サイクルの実効性を確保する。 ・事業の有効性や費用対効果の検証を行い、その結果に基づき、事業の改善・効率化を行う。	・令和 3 年 3 月に内閣府北方対策本部が実施した「新たな時代における北方領土返還要求運動の在り方に関する調査」、令和 5 年度に内閣府政府広報室が実施した「北方領土問題に関する世論調査」の結果等を踏まえ、令和 7 年度における「国民世論の啓発」事業の方針を引き続き「若年層を中心とした啓発」とし、北方領土問題教育者会議の活動強化や学習教材集の提供を通じた北方領土教育の充実、北	評定：B 国民世論の啓発について、青少年や教育関係者に対する啓発は A 評価、北方領土返還要求運動の推進及び国民一般に対する情報発信は B 評価である。 左欄記載の各調査の結果を踏まえ、令和 7 年度における「国民世論の啓発」事業の方針を引き続き「若年層を中心とした啓発」とし、北方領土教育の充実・強化、北方領土問題に関する情報発信の強化等によ	＜評定に至った理由＞ 重要度「高」、困難度「高」としている国民世論の啓発については、「北方領土返還要求運動の推進」について、協会の業績向上努力により、中期計画における所期の目標と同等の成果が得られていると認められることから、評定を B とした。 「青少年や教育関係者に対する啓発」について、協会の業績向上努力により、中期計画にお

	に見える効果を上げる。そのため、全国における活動の推進、青少年及び教育関係者に対する啓発等を通じた運動の担い手としての後継者育成の強化に加え、これまで啓発の効果が相対的に及んでいなかった世代の関心や理解の底上げを図ることに重点を置く。特に、相対的に関心度が低い若年層への情報発信に徹底的に取り組む。また、民間企業等と連携した取組も進める。 その前提として、PDCA サイクルの実効性を確保し、効果的な事業を実施するため、国民一般の北方領土問題に対する関心度や理解度などを定量的に把握することが重要である。令和3年3月に内閣府が実施した「新たな時代における北方領土返還要求運動の在り方に関する調査結果」においては、啓発事業等に参加した若年層を対象に、事業参加後の活動継続の状況や今後の継続意向等を調査したところ、9割以上が継続意向を示し、6割が何らかの事後	に見える効果を上げる。そのため、全国における活動の推進、青少年及び教育関係者に対する啓発等を通じた運動の担い手としての後継者育成の強化に加え、これまで啓発の効果が相対的に及んでいなかった世代の関心や理解の底上げを図る。特に、相対的に関心度の低い若年層への情報発信に徹底的に取り組む。 取組の前提として、PDCA サイクルの実効性を確保し、効果的な事業を実施するため、国民一般の北方領土問題に対する関心度や理解度などを定量的に把握することが重要である。令和3年3月に内閣府が実施した「新たな時代における北方領土返還要求運動の在り方に関する調査結果」等を勘案し、内閣府と連携しつつ、初年度において事業の有効性や費用対効果の検証を行い、その結果に基づき、既存事業の廃止や新規事業の創設、職員の関与の合理化を含む改善・効率化を図る。	令和10年3月31日までの本中期目標期間中に目に見える効果を上げる。そのため、全国における活動の推進、青少年及び教育関係者に対する啓発等を通じた運動の担い手としての後継者育成の強化に加え、これまで啓発の効果が相対的に及んでいなかった世代の関心や理解の底上げを図る。特に、相対的に関心度の低い若年層への情報発信に徹底的に取り組む。 取組の前提として、PDCA サイクルの実効性を確保し、効果的な事業を実施するため、国民一般の北方領土問題に対する関心度や理解度などを定量的に把握することが重要であり、内閣府が実施した調査結果等及び事業の有効性や費用対効果の検証結果を踏まえ、既存事業の廃止や新規事業の創設、職員の関与の合理化を含む改善・効率化を図る。	＜評価の視点＞ ・国民世論の啓発に関する事項について、適切に実施しているか。 ・北方領土返還要求運動を国民運動として活性化するために、あらゆる地域、世代の国民、とりわけ次代を担う若い世代の北方領土問題に対する理解を深め、関心を高めることに資するものか。	方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」やSNS等を活用した北方領土問題に関する情報発信の強化等により、若年層の北方領土問題に対する関心度を高め、北方領土返還要求運動への参加につなげるように努めた。 ・協会が実施した事業の有効性等を把握し、次年度以降のプログラム策定の参考とするため、各事業の参加者を対象にアンケートを行った結果、いずれの事業においても北方領土問題への理解・関心度の深まりについて肯定的な回答が90%以上となっており、有意な結果を得られた。また、同アンケートにおいては、各事業のプログラム内容に関する設問や自由記述欄を設け、参加者の要望を把握できるよう努めており、その内容を検討の上、次年度以降のプログラムに取り入れるなど、同アンケートの結果を事業充実のために有効活用し、PDCA サイクルの実効性を確保した（「国民世論の啓発」事業の業務の実績については、各項目別評定調書において記載。）。	り、若年層の北方領土問題に対する関心度を高め、返還要求運動への参加につなげるように努めている。 協会が実施した各事業の参加者を対象にアンケートを実施した結果、北方領土問題への理解・関心度の深まりについて肯定的な回答が90%以上となるなど有意な結果を得た。あわせて、同アンケートにおいて、今後に向けて事業参加者からの要望等を把握し、次年度以降のプログラム策定の参考とできるようにするなど、PDCA サイクルの実効性を確保している。 以上、本セグメント全体として所期の目標を概ね達成していると認められることから、Bと評価する。 ＜課題と対応＞ 各項目別評定調書において記載。	ける所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、評定をAとした。 「国民一般に対する情報発信」について、中期計画における所期の目標を下回っているが、啓発施設の集客数については、啓発施設が所在する北方領土隣接地域の令和7年度の観光入込客数は、令和2年度以降で初めて新型コロナウイルス感染症の影響を受ける令和元年度以前の水準に回復したが、啓発施設については、季候の良い上期（4月～9月）に年間来館者数の約8割が訪れる傾向があるところ、令和7年度上期の観光入込客数は、依然として令和元年度以前の水準に回復していない。 そうした外部要因がある中、項目別評定調書において記載しているとおり、協会による自主的な努力が行われ、具体的な業績改善の取組が実施されていることを考慮し、評定をBとした。 項目別評定全3項目のうち、A評定1項目、B評定2項目であり、かつ、以下の実績により、全体として中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、国民世論の啓発の評定をBとする。 【PDCA サイクルの実効性の確保】 各種調査の結果等を踏まえ、令和7年度における「国民世論の啓発」事業の方針を「若年層を中心とした啓発」とし、若年層の北方領土問題に対する関心と理解の底上げを図り、北方領土返還要求運動への参加につなげるよう努めた。 また、協会が実施した各事業の参加者を対象にアンケートを行い、参加者の北方領土問題に
--	---	--	---	---	---	--	--

	活動を行っていたものの、必要な資料や情報の提供、発信方法のサポートなどのフォローが必要である等の改善点も判明した。このような調査等も勘案し、内閣府と連携しつつ、事業の有効性や費用対効果の検証を行い、その結果に基づき、既存事業の廃止や新規事業の創設、職員の関与の合理化を含む改善・効率化を徹底的に行う。					対する理解・関心度の高まりを把握するとともに、参加者の要望を把握し次年度以降のプログラム策定の参考にできるようにするなど、PDCA サイクルの実効性を確保している。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ あらゆる地域、世代の国民、とりわけ次代を担う若い世代の北方領土問題に対する理解を深め、関心を高めるとともに、北方領土返還要求運動への参加意欲が高まるよう、引き続き、各種調査等の結果も勘案し、事業の有効性や費用対効果について不断の検証を行い、その検証結果に基づき、事業の更なる改善・効率化を行っていく必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	---	--	--	--	--	---

注5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報
・特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－（1）－①	北方領土返還要求運動の推進		
業務に関連する政策・施策	北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針第一	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人北方領土問題対策協会法第 11 条第 1 号 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第 4 条
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】これまで北方領土返還要求運動の中核を担ってきた元島民の高齢化が一層進む中で、北方領土問題の解決に向けた強い意志が世代を超えて共有されることが必要。そのため、あらゆる地域、世代の国民、とりわけ次代を担う若い世代の北方領土問題に対する理解を深め、関心を高めていくことが急務であり、目に見える効果を上げることが必要。 【困難度：高】問題への関心が相対的に低い層に情報を届け、関心と理解の底上げを図ることは容易なことではない。北方領土問題に対する関心や理解の度合いなどは、その時々为社会情勢など外部要因による影響も想定される。評価においてそうしたことも考慮することを前提に、本中期目標期間においても目に見える効果を上げていく必要から、チャレンジングな目標を設定。	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID：000281

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度		R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
各年度における県民大会等各地の事業への参加者について、若年層の割合	前中期目標期間の年度平均の水準を上回る	21. 4%	21. 2%	22. 2%	19. 9%			予算額（千円）	545, 613 の内数	656, 263 の内数	752, 206 の内数		
								決算額（千円）	524, 167 の内数	528, 035 の内数	577, 829 の内数		
北方領土問題等に関する SNS 等による各年度の情報発信の件数	前中期目標期間最終年度比 20%増	※前中期目標期間最終年度値：531 件	641 件 (20. 7% 増)	638 件 (20. 2% 増)	646 件 (21. 7% 増)			経常経費（千円）	540, 034 の内数	527, 334 の内数	559, 641 の内数		
								経常利益（千円）	33, 399 の内数	128, 394 の内数	54, 050 の内数		
								行政コスト（千円）	550, 541 の内数	537, 063 の内数	568, 480 の内数		
各年度における SNS 等による情報発信の読者数	各 年 度 8 % 増	251, 040 人	158, 800 人 (5. 4%増) ※R4 年度実績：150, 693 人	232, 444 人 (46. 4% 増)	295, 418 人 (27. 1% 増)			従業員数	7 人の内数	7 人の内数	7 人の内数		
各年度における SNS 等による情報発信の反応数	前年度比 増	4, 129, 943 回	1, 253, 427 回 (7. 2%増) ※R4 年度実績：	4, 129, 942 回 (229. 5% 増)	5, 172, 548 回 (25. 2% 増)								

			1, 169, 402 回											
--	--	--	------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
全国各地の大会、署名活動、北方領土に触れる機会を提供する企画など北方領土返還要求運動に係る取組については、若年層など参加者の裾野の拡大や、取組の波及効果の増大に重点を置く。	全国各地の大会、署名活動、北方領土に触れる機会を提供する企画など北方領土返還要求運動に係る取組については、若年層など参加者の裾野の拡大や、取組の波及効果の増大に重点を置く。	（ア）全国に設置されている北方領土返還要求運動都道府県民会議（以下「県民会議」という。）や返還要求運動に取り組む民間団体で組織される北方領土返還要求運動連絡協議会及びその加盟団体等が開催する各種大会、街頭啓発、キャラバン、パネル展等の北方領土に触れる機会を提供する企画など北方領土返還要求運動に係る取組については、若年層など参加者の裾野の拡大や、取組の波及効果の増大に重点を置き、実施する。各種取組については、SNS で発信することなどにより全国各地の取組の見える化を図る。	＜主な定量的指標＞ ・各年度における県民大会等各地の事業への参加者について、若年層の割合が前中期目標期間の年度平均の水準（21.4％）を上回るよう、協会は、若年層の参加の拡大に向けた対策を毎年度実施する。 ・北方領土返還要求全国大会や都道府県等の北方領土返還要求運動に係る取組その他北方領土問題等に関する SNS 等による各年度の情報発信の件数を前中期目標期間最終年度比 20％増とする。 ・各年度における SNS 等による情報発信の読者数を各年度 8％増とする。 ・各年度における SNS 等による情報発信の反応数を前年度比増（1,253,427 回から増）とする。 ＜その他の指標＞ ・各年度における県民大会等各地の事業への参加者について、若年層の参加割合増加のための仕組みを構築し、本中期目標期間第 2 年度	＜主要な業務実績＞ 北方領土返還要求運動に係る取組 ・県民会議及び返還要求運動に取り組む民間団体で組織される北方領土返還要求運動連絡協議会（以下「北連協」という。）等が実施する各種事業に対し、啓発資料及び資料の提供、啓発パネル及び DVD の貸与、講師派遣、実施経費等の支援を行った。 ・また、北連協幹事団体により構成される北連協幹事会にオブザーバーとして参加した。	＜評定と根拠＞ 評定：B 県民会議及び北連協との密接な連携により、県民大会等各地における啓発事業に対する支援を実施し、各地における返還要求運動を推進している。 各地の県民大会等の事業の効果や今後の課題を的確に把握するために、統一的なアンケートを実施した結果、若年層の割合は、目標値を下回るものの、概ね目標値と同水準の結果を得ている。 県民会議等が実施する県民大会等に対して有識者や元島民等を講師として派遣した。高齢化の進む元島民については、身体的負担軽減のためリモート講演にも引き続き取り組んでいる。 推進委員を 47 都道府県に配置し、協会、推進委員及び県民会議の三者が密に連携して各啓発事業を実施している。各地の県民大会等の事業への若年層の参加割合増加のため、各事業の実施前に、若年層の参加割合増加のための取組（例：若年層向けプログラムの実施等）の実施予定を書面を通じて把握し、事業実施後の報告においてその結果についても把握する仕組みを実施するため、関係規程を改正・施行するとともに、県民会議に対し周知し、若年層の参加を促すための取組を講じた。 都道府県推進委員全国会議、都道府県民会議代表者全国会議及び県民会議ブロック会議を活用し、全国各地の取組の見える化や地域間の取組の情報共有・連携を進めている。特に、若年層の参加促進のための各県における取組や今後の取組方策等について意見交換を行い、若年層の参	＜評定に至った理由＞ 以下の実績により、困難度「高」としている北方領土返還要求運動の推進について、協会の業績向上努力により、中期計画における所期の目標と同等の成果が得られていると認められることから、評定を B とした。 【北方領土返還要求運動に係る取組】 県民会議、北方領土返還要求運動連絡協議会等が実施する各種事業に対する支援を通じて、全国各地における北方領土返還要求運動を推進している。また、後述するように、協会 SNS を通じて各種事業の最新情報の発信に努め、全国各地の取組の見える化を図った。 【若年層の参加の拡大等に向けた取組】 定量的指標である県民大会等各地の事業に参加した若年層の割合は 19.9%であり、目標値である前中期目標期間の年度平均の水準（21.4％）には届かなかったものの、おおむね目標値と同水準の結果が得られており、また、若年層の割合増加を図る自主的な努力として、都道府県推進委員全国会議、都道府県民会議代表者全国会議及び県民会議ブロック会議等において、若年層の参加者増加につながった取組を好事例として紹介し、参加者の裾野の拡大につながる事業の検討を促した。	
							講師派遣

		（県民会議等が主催して返還の訴え、啓発等を目的に行う大会をいう。以下同じ。）等に、研究者、実務家、元島民等を講師として派遣する事業を実施する。	から段階的に実施する。 ＜評価の視点＞ ・北方領土返還要求運動に係る取組について、適切に実施しているか。	・県民会議等が実施する県民大会等に対して、北方領土問題等の有識者及び元島民等を講師として派遣した。 ・元島民が高齢であることに鑑み、身体的負担軽減のため、オンライン会議システムを用いたオンライン講師派遣を引き続き実施した。	加割合が前中期目標期間の年度平均の水準を上回ることを目指した取組を実施している。 北方領土返還要求全国大会（令和8年2月7日開催、於：東京都渋谷区）に対し、啓発資料の提供及び人的・財政的支援を行うとともに、大会の様子を SNS や協会のホームページに設置したバナーを通じてオンライン配信するなど、北方領土問題に対する国民の関心度及び理解度の向上に努めている。 協会ホームページのほか、協会 SNS を通じて、協会や関係団体が実施する事業等の最新情報の発信に努めるとともに、SNS 等で話題・トレンドとなっているワードに反応した投稿、アンケートやクイズなどのユーザー参加型の投稿、北方領土問題について一途に訴えるインパクトのあるキャラクターの性質を強く意識した投稿、SNS キャンペーンを季節ごとに展開する等、話題性を意識した発信を行った。その結果、SNS 等による情報発信の件数、SNS 等の読者数及び SNS 等の反応数の全てについて目標を達成した。	【講師派遣】 県民会議等が実施する県民大会等に対して、北方領土問題の有識者や元島民等を講師として派遣した。高齢化が進む元島民については、身体的負担軽減のため、オンライン会議システムを用いたりリモート講演に取り組んだ。 【推進委員制度】 推進委員を 47 都道府県に配置し、協会、推進委員及び県民会議の三者が連携して、県民大会等を開催し情報共有を図るなどの取組を行った。 【若年層の参加割合増加のための仕組みの構築】 県民大会等各地の事業に参加する若年層の割合増加に向け、県民会議等が行う若年層の参加割合増加のための施策を、事業実施前に書面を通じて把握し、事業実施後の報告において結果を得る仕組みを構築するため、関係規程の改正を施行するとともに、県民会議に対し周知し、若年層の参加を促すための取組を講じた。
		（ウ）協会、県民会議、都道府県等の連携を緊密にするためのパイプ役として推進委員を配置し、協会の得た情報の提供を行い、その共有を図り、返還要求運動の推進を図る。		推進委員制度 ・各地域における返還要求運動の効率的・効率的な実施を目的として、都道府県知事の推薦を得て理事長が任命した推進委員を 47 都道府県に配置し、協会、推進委員及び県民会議の三者が密に連携し、県民大会等の開催及び署名活動等、返還要求運動を推進する事業を実施した。		
	各年度における県民大会等各地の事業への参加者について、若年層の参加割合増加のための仕組みを構築し、本中期目標期間第2年度から段階的に実施する。	（エ）県民大会等各地の事業への参加者について、各主催者が若年層向けプログラムを取り入れる等といった若年層の参加割合増加のための施策を事業実施前に書面を通じて把握し、事業実施後の報告において結果を得る仕組みを段階的に実施する。		若年層の参加割合増加のための仕組みの実施 ・県民大会等各地の事業における若年層の参加者の割合増加のため、各主催者が若年層向けプログラムを取り入れる等といった若年層の参加割合増加のための施策を、事業実施前に書面を通じて把握し、事業実施後の報告において結果を得る仕組みを実施するため、関係規程の改正を施行するとともに、県民会議に対し周知し、若年層の参加を促すための取組を講じた。	以上、所期の目標を概ね達成していると認められることから、B と評価する。 ＜課題と対応＞ 県民大会等各地の事業への参加者のうち、若年層の参加割合増加のための仕組みを段階的に実施する。	
	都道府県等にお	また、各年度に	（オ）県民大会等	都道府県等における取組の推進		【北方領土返還要求全国大会】

	ける取組の推進については、取組事例の情報収集・発信の強化などにより、全国各地の取組の見える化、地域間の取組の情報共有・連携を進める。	おける県民大会等各地の事業への若年層の参加割合が前中期目標期間の年度平均の水準を上回るよう、各都道府県民会議と連携し、若年層の参加拡大に向けた対策を各年度において実施する。 都道府県等における取組の推進については、取組事例の情報収集・発信の強化などにより、全国各地の取組の見える化、地域間の取組の情報共有・連携を進める。	各地の事業への若年層の参加割合が前中期目標期間の年度平均の水準を上回るよう、以下の会議を開催するなど、各県民会議等と連携し、若年層の参加拡大に向けた対策を講ずる。また、都道府県等における取組の推進については、これらの会議の活用などにより、取組事例の情報収集・地域間の取組の情報共有・連携を進める。 ○ 都道府県推進委員全国会議（4月予定） ○ 都道府県民会議代表者全国会議（11月予定） ○ 県民会議ブロック会議（各ブロックの開催県で実施）	・以下の会議を活用し、全国各地の取組の見える化、地域間の取組の情報共有・連携を進めた。 ①都道府県推進委員全国会議 ・全国の推進委員が一堂に会する会議を4月18日に開催した（於：東京都新宿区）。 ・会議では、北方領土問題への取組に係る政府説明、令和7年度の協会の事業計画の周知、事業実施に当たっての課題の共有、若年層の参加促進のための各県における取組や今後の取組方策等についての意見交換を行い、事業の円滑かつ効果的・効率的な実施に向けた協議を行ったほか、推進委員の今後の活動に資するため、前駐ロシア特命全権大使による「ロシア情勢とウクライナ戦争」と題した講演を行った。 ②都道府県民会議代表者全国会議 ・全国の県民会議代表者が一堂に会する会議を11月30日に開催した（於：東京都新宿区）。 ・会議では、北方領土問題への取組に係る政府説明、令和7年度上半期の協会の事業報告、若年層の参加促進のための各県における取組についての意見交換のほか、今後における活動に資するため、有識者による「北方領土問題を考える長期化するロシア軍事侵攻の中で」と題した講演を行った。 ③県民会議ブロック会議 ・全国の県民会議を地域別に「北海道・東北」、「関東・甲信越」、「東海・北陸」、「近畿」、「中国・四国」及び「九州・沖縄」の6ブロックに分け、ブロック毎に会議を開催した。 ・各ブロック会議では、内閣府及び協会の事業報告、各県民会議等の事業報告及び事業実施上の課題等を共有、協議し、各ブロック内の協力及び連携の強化を図った。	令和8年2月開催の北方領土返還要求全国大会について、大会の様子を SNS で発信するとともにオンラインで配信し、北方領土問題に対する国民の関心度及び理解度の向上に努めた。 【SNS 等による情報発信】 定量的指標である北方領土問題等に関する SNS 等による情報発信の件数は 646 件（21.7％増）であり、目標値である前中期目標期間最終年度比 20％増を達成した。また、SNS 等による情報発信の読者数は 295,418 人（27.1％増）であり、目標値である各年度 8％増を達成した。さらに、SNS 等による情報発信の反応数は 5,172,548 回であり、目標値である前年度比増（令和6年度：4,129,942 回）を達成した。 SNS 等による情報発信については、協会や関係団体が実施する事業等の最新情報の発信に努めるとともに、北方領土イメージキャラクター（「エリカちゃん」及び「エリオくん」）が北方領土問題について一途に訴えるインパクトあるキャラクターであることを強く意識した投稿及び SNS 等で話題・トレンドとなっているワードや問いかけに敏感に反応した投稿を行うほか、SNS キャンペーンを季節ごとに展開する等、話題性を意識した発信を行った。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、若年層など参加者の裾野の拡大や、取組の波及効果の増大に重点を置いて、北方領土返還要求運動に係る取組を行う必要がある。 その際、県民大会等各地の事業に参加する若年層の割合増加に向け、県民会議等と連携し、
--	---	--	--	---	--

	北方領土返還要求全国大会については、運動における中核的な行事と捉え、大会の成果の効果的な情報発信などを通じ、北方領土問題に対する国民の関心度や理解度を高める。	北方領土返還要求全国大会については、大会の成果の効果的な情報発信などを通じ、北方領土問題に対する国民の関心度や理解度の向上に努める。	(カ) 北方領土返還要求全国大会について、大会の成果の効果的な情報発信などを通じ、北方領土問題に対する国民の関心度や理解度の向上に努める。		北方領土返還要求全国大会 ・「北方領土の日」設定（昭和 56 年 1 月 6 日閣議了解）以来、継続して開催されている北方領土返還要求全国大会（以下「全国大会」という。）に対し、啓発資料の提供並びに人員及び実施経費の支援を行った。 ・全国大会の様子を協会の SNS で発信するとともに、協会ホームページに設置したバナーを通じて、当日の様子をオンライン配信（YouTube Live）するなど、国民の目に触れる機会を複数提供し、北方領土問題に対する国民の関心度及び理解度の向上に努めた。	若年層の参加拡大に向けた対策を実施するなど、効果的な取組を検討し、推進していくことが必要である。							
	これら北方領土返還要求全国大会や都道府県等の北方領土返還要求運動に係る取組その他北方領土問題等に関する SNS 等による情報発信については、各年度の情報発信の件数を前中期目標期間最終年度比 20%増とする。また、SNS 等による情報発信の読者数は各年度 8 %増、反応数は前年度比増とするよう努める。	(キ) 北方領土返還要求全国大会や都道府県等の北方領土返還要求運動に係る取組その他北方領土問題等に関する SNS 等による情報発信の件数を前中期目標期間最終年度比 20%増とする。また、SNS 等による情報発信の読者数は前年度比 8 %増、反応数は前年度比増とするよう努める。		SNS 等による情報発信 ・協会ホームページのほか、北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」及び「エリオくん」を主人公にした協会 SNS を通じて、協会や関係団体が実施する事業等の最新情報の発信に努めた。また、SNS 等で話題・トレンドとなっているワードに反応した投稿、アンケートやクイズなどのユーザー参加型の投稿、北方領土問題について一途に訴えるインパクトがあるキャラクターの性質を強く意識した投稿、SNS キャンペーンを季節ごとに展開する等、話題性を意識した発信を行った。 ・これらの取組を通じた令和 7 年度における SNS 等による情報発信に係る実績は以下のとおりとなり、読者数及び反応数が大幅に増加した。 <SNS 等による情報発信の件数> 646 件（基準値：638 件） <SNS 等による情報発信の読者数><table><tr><td>媒体</td><td>令和 7 年度</td></tr><tr><td>X</td><td>276, 599 人</td></tr><tr><td>Facebook</td><td>14, 134 人</td></tr><tr><td>Instagram</td><td>4, 685 人</td></tr></table>	媒体	令和 7 年度	X	276, 599 人	Facebook	14, 134 人	Instagram	4, 685 人	<その他事項> 特になし。
媒体	令和 7 年度												
X	276, 599 人												
Facebook	14, 134 人												
Instagram	4, 685 人												

					<table><tr><td>(合計)</td><td>295,418 人</td></tr><tr><td colspan="2">(基準値 : 251,040 人)</td></tr></table>	(合計)	295,418 人	(基準値 : 251,040 人)									
	(合計)	295,418 人															
	(基準値 : 251,040 人)																
					< SNS 等による情報発信の反応数 >												
					<table><tr><td>媒体</td><td>令和 7 年度</td></tr><tr><td>X</td><td>5,101,545 回</td></tr><tr><td>Facebook</td><td>51,556 回</td></tr><tr><td>Instagram</td><td>19,447 回</td></tr><tr><td>(合計)</td><td>5,172,548 回</td></tr></table>	媒体	令和 7 年度	X	5,101,545 回	Facebook	51,556 回	Instagram	19,447 回	(合計)	5,172,548 回		
	媒体	令和 7 年度															
	X	5,101,545 回															
	Facebook	51,556 回															
	Instagram	19,447 回															
	(合計)	5,172,548 回															
				(基準値 : 4,129,943 回)													

注5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4．その他参考情報
・特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－（1）－②	青少年や教育関係者に対する啓発		
業務に関連する政策・施策	北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針第一	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人北方領土問題対策協会法第 11 条第 1 号 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第 4 条
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】これまで北方領土返還要求運動の中核を担ってきた元島民の高齢化が一層進む中で、北方領土問題の解決に向けた強い意志が世代を超えて共有されることが必要。そのため、あらゆる地域、世代の国民、とりわけ次代を担う若い世代の北方領土問題に対する理解を深め、関心を高めていくことが急務であり、目に見える効果を上げることが必要。 【困難度：高】問題への関心が相対的に低い層に情報を届け、関心と理解の底上げを図ることは容易なことではない。北方領土問題に対する関心や理解の度合いなどは、その時々为社会情勢など外部要因による影響も想定される。評価においてそうしたことも考慮することを前提に、本中期目標期間においても目に見える効果を上げていく必要から、チャレンジングな目標を設定。	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID：000281

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度		R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
協会 HP に掲載する学 習教材集のダウンロ ード数	前 年 度 比 増	49,100 件	42,882 件 (68.4% 増) ※R4 年度 実績： 25,463 件	49,099 件 (14.5% 増)	53,045 件 (8.0% 増)			予算額（千円）	545,613 の内数	656,263 の内数	752,206 の 内数		
								決算額（千円）	524,167 の内数	528,035 の内数	577,829 の 内数		
								経常経費（千円）	540,034 の内数	527,334 の内数	559,641 の 内数		
								経常利益（千円）	33,399 の内数	128,394 の内数	54,050 の内数		
								行政コスト（千円）	550,541 の内数	537,063 の内数	568,480 の 内数		
								従業員数	7 人 の内数	7 人 の内数	7 人 の内数		

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4）上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	全国的青少年	返還要求運動の	(ア) 返還要求運	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	A

	が、元島民等と交え、北方領土問題に対する積極的な意見交換を行う機会づくりやその成果の発信強化などにより、青少年の主体的な問題意識や活動への参加意欲を醸成する。	後継者として期待される全国の青少年を対象に、元島民や隣接地域の地方自治体等と交え、自ら解決策を考え、主体的に意見交換を行う事業を毎年度実施し、その成果の発信強化などにより、問題の関心と理解を深め、主体的な問題意識や活動への参加意欲の醸成を図る。	動の後継者として期待される全国の青少年を対象に、元島民や隣接地域の地方自治体等と交え、自ら解決策を考え、主体的に意見交換を行う事業も含め、以下の事業を実施し、事業参加者の事後活動を促進することにより成果の発信強化に努め、問題の関心と理解を深め、主体的な問題意識や活動への参加意欲の醸成を図る。	・協会 HP に掲載する学習教材集のダウンロード数を前年度比増（42,882 件から増）とする。	＜その他の指標＞ ・全国の青少年が、元島民や隣接地域の地方自治体等と交え、主体的に意見交換を行う事業を毎年度実施する。	＜評価の視点＞ ・青少年や教育関係者に対する啓発を適切に行っているか。特に、国民運動としての北方領土返還要求運動の担い手の育成及び若年層への情報発信強化に資するものか。	北方青少年少女交流事業 ・北方領土隣接地域に在住する北方領土元居住者の 3 世、4 世等（中学生）が北方領土問題に対する理解と認識を深めることを目的として、7 月 26 日～31 日に実施した。 ・内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）、外務大臣政務官及び文部科学副大臣に対し、北方領土問題の早期解決の訴えを行うとともに、関東・甲信越ブロック青少年交流会に参加した（於：長野県）。	北方領土問題教育指導者現地研修会 ・北方領土問題への理解と関心を深めるとともに、学校教育現場における北方領土教育の一層の充実に活かすことを目的として、8 月 5 日～6 日に開催し（於：北海道根室市）、全国の中学校社会科教諭等 65 人が参加した。 ・元島民の講話及び北方領土啓発施設の視察等を通して知識の定着を図るとともに、模擬授業の聴講及び授業構成案に関するグループワークセッションを行った。また、船舶「えとぴりか」による北方領土洋上視察を実施した。	北方領土ゼミナール ・北方領土問題を正しく理解し、意識を高めることにより、返還要求運動の後継者を育成することを目的として、9 月 9 日～11 日に実施し（於：北海道根室市）、全国の大学生等 35 人が参加した。 ・学識者による講義、元島民の講話及び北方領土啓発施設の視察を通し、知識の定着を図ったほか、「北方領土問題について、SNS を活用してどのように伝えるか」をテーマとしてグループワークセッションを行った。また、船舶「えとぴりか」による北方領土洋上視察を実施した。	北方領土問題に関するスピーチコンテスト	評定：A 青少年を対象として、北方青少年少女交流事業、北方領土ゼミナール、北方領土問題に関するスピーチコンテストを実施するとともに、教育関係者を対象として北方領土問題教育指導者現地研修会を実施し、北方領土問題への主体的な問題意識と返還要求運動への参加意欲の醸成を図っているほか、北方領土返還要求運動の担い手としての後継者育成の強化のため、青少年向けメディア広報として小中学生新聞等への広告を実施した。	＜評定に至った理由＞ 以下の実績により、困難度「高」としている青少年や教育関係者に対する啓発について、協会の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、評定を A とする。
			○ 北方青少年少女交流事業（対象：北方領土元居住者の 3 世・4 世／東京／7 月予定） ・内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）等の関係大臣に対し、早期解決の訴え ・同世代の少年・少					北方領土問題教育指導者現地研修会 ・北方領土問題への理解と関心を深めるとともに、学校教育現場における北方領土教育の一層の充実に活かすことを目的として、8 月 5 日～6 日に開催し（於：北海道根室市）、全国の中学校社会科教諭等 65 人が参加した。 ・元島民の講話及び北方領土啓発施設の視察等を通して知識の定着を図るとともに、模擬授業の聴講及び授業構成案に関するグループワークセッションを行った。また、船舶「えとぴりか」による北方領土洋上視察を実施した。	北方領土ゼミナール ・北方領土問題を正しく理解し、意識を高めることにより、返還要求運動の後継者を育成することを目的として、9 月 9 日～11 日に実施し（於：北海道根室市）、全国の大学生等 35 人が参加した。 ・学識者による講義、元島民の講話及び北方領土啓発施設の視察を通し、知識の定着を図ったほか、「北方領土問題について、SNS を活用してどのように伝えるか」をテーマとしてグループワークセッションを行った。また、船舶「えとぴりか」による北方領土洋上視察を実施した。	北方領土問題に関するスピーチコンテスト	評定：A 青少年を対象として、北方青少年少女交流事業、北方領土ゼミナール、北方領土問題に関するスピーチコンテストを実施するとともに、教育関係者を対象として北方領土問題教育指導者現地研修会を実施し、北方領土問題への主体的な問題意識と返還要求運動への参加意欲の醸成を図っているほか、北方領土返還要求運動の担い手としての後継者育成の強化のため、青少年向けメディア広報として小中学生新聞等への広告を実施した。	＜評定に至った理由＞ 以下の実績により、困難度「高」としている青少年や教育関係者に対する啓発について、協会の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、評定を A とする。
								北方領土問題教育指導者現地研修会 ・北方領土問題への理解と関心を深めるとともに、学校教育現場における北方領土教育の一層の充実に活かすことを目的として、8 月 5 日～6 日に開催し（於：北海道根室市）、全国の中学校社会科教諭等 65 人が参加した。 ・元島民の講話及び北方領土啓発施設の視察等を通して知識の定着を図るとともに、模擬授業の聴講及び授業構成案に関するグループワークセッションを行った。また、船舶「えとぴりか」による北方領土洋上視察を実施した。	北方領土ゼミナール ・北方領土問題を正しく理解し、意識を高めることにより、返還要求運動の後継者を育成することを目的として、9 月 9 日～11 日に実施し（於：北海道根室市）、全国の大学生等 35 人が参加した。 ・学識者による講義、元島民の講話及び北方領土啓発施設の視察を通し、知識の定着を図ったほか、「北方領土問題について、SNS を活用してどのように伝えるか」をテーマとしてグループワークセッションを行った。また、船舶「えとぴりか」による北方領土洋上視察を実施した。	北方領土問題に関するスピーチコンテスト	評定：A 青少年を対象として、北方青少年少女交流事業、北方領土ゼミナール、北方領土問題に関するスピーチコンテストを実施するとともに、教育関係者を対象として北方領土問題教育指導者現地研修会を実施し、北方領土問題への主体的な問題意識と返還要求運動への参加意欲の醸成を図っているほか、北方領土返還要求運動の担い手としての後継者育成の強化のため、青少年向けメディア広報として小中学生新聞等への広告を実施した。	＜評定に至った理由＞ 以下の実績により、困難度「高」としている青少年や教育関係者に対する啓発について、協会の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、評定を A とする。

		女との交流を通じた北方領土研修 ○ 北方領土問題教育指導者現地研修会（対象：教育指導者／根室市／8月予定） ○ 北方領土ゼミナール（対象：大学生等／根室市／9月予定） ○ 北方領土問題に関するスピーチコンテスト（対象：中学生／2月予定）	・全国の中学生を対象に、北方領土問題を身近な問題として捉え、北方領土問題に関する歴史等を正しく理解することを目的として、7月1日～10月16日にかけてスピーチ原稿作品を募集した。応募のあった5,923作品に対して第一次審査、第二次審査（書面審査）を経て10作品を選考の上、令和8年2月21日に最終選考会を開催し（於：東京都千代田区）、スピーチの様子をオンライン配信（YouTube Live）した。 ・最終選考会の結果は以下のとおり。 ＜北方対策担当大臣賞＞ 「小さな島の大きな想い」 ＜内閣府北方対策本部審議官賞＞ 「一つの言葉」 ＜独立行政法人北方領土問題対策協合理事長賞＞ 「八十年の想いと取組を未来へ」	以上、定量的目標の学習教材集のダウンロード数は対前年度108.0%であり、かつ当該項目は中期目標において困難度「高」とされていることから、所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため、Aと評価する。	者全国会議では、中学校教諭による学習教材集を活用した教育実践例の発表が行われた。
また、学習指導要領の改訂を踏まえ、協会が作成する学習教材集の活用、教育関係者による指導方法に関する研究や情報共有、その実践などを促進する。	学習指導要領の改訂を踏まえ、教育関係者による指導方法に関する研究や情報共有などを促進するとともに、協会が作成している学習教材集の利活用を促進し、当該学習教材	（イ）学習指導要領の改訂を踏まえ、教育関係者による指導方法に関する研究や情報共有などを促進するとともに、協会が作成している学	ブロック青少年育成事業 ・県民会議と同様に、都道府県を地域別に6ブロックに分け、より多くの青少年の北方領土問題に対する理解と関心を深めることを目的として、ブロック毎に研修・交流会を開催した。	＜課題と対応＞ 引き続き、県民会議及び教育者会議等と連携して、また、船舶「えとぴりか」の利活用を通じて、国民運動としての北方領土返還要求運動の担い手の育成及び若年層への情報発信の強化に取り組む。	【北方領土問題教育者会議】 47都道府県に設置されている北方領土問題教育者会議が実施する事業に対する支援を通じて、学校教育における北方領土教育の充実・強化を推進している。 【北方領土問題教育者会議全国会議】 令和8年2月に北方領土問題教育者会議全国会議を開催し、各都道府県の教育者会議間の連携強化及び情報共有を図った。 参加した教員に対して、会議の内容や成果を各都道府県の教育者会議等で報告し、教育現場にいかすよう要請し、会議での成果を教育関係者にフィードバックする取組を行っている。 【北方領土青少年等現地視察事業】 22都府県の県民会議等が実施する北方領土青少年等現地視察事業に対して支援を行った。また、事後活動として、事業に参加した中学生が地元の県民大会等で視察報告を行い、成果の発信強化に努めた。さらに、一部事業では船舶「えとぴりか」における船内研修を実施した。 【北方領土隣接地域への修学旅行等の誘致促進】 北海道根室市が実施する「「北方領土を目で見る運動」修学旅行等誘致事業」に対する経費補助を通じて、北方領土隣接地域への修学旅行等の誘致促進に取り組んでいる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

		集のダウンロード数を前年度比増と するよう努める。	習教材集の利 活 用 を 促 進 し、当該学習 教材集のダウ ンロード数を 前年度比増と するよう努め る。		和 7 年度における学習教材集のダウ ンロード数は 53,045 件（基準値： 49,100 件）となった。		引き続き、県民会議及び教育 者会議等と連携し、青少年及び 教育関係者に対する啓発を通じ て、返還要求運動の担い手とし ての後継者育成及び若年層への 情報発信の強化に取り組むこと が必要である。 ＜その他事項＞ 特になし。
			（ウ）学校教育に おける北方領 土教育の充 実・強化を図 ることを目的 として全国に 設置されてい る「北方領土 問題教育者会 議」につい て、北方領土 に関する学習 会、パネル 展、作文コン クール等を始 めとする各種 事業に対して 適切な支援を 行う。		<u>北方領土問題教育者会議</u> ・全国 47 都道府県に設置されている 教育者会議の事業の充実及び拡大を 図るため、その運営経費や各県の教 育者会議が実施又は県民会議が協力 して実施する北方領土教育の実践授 業、パネル展、作文コンクール、元 島民等による「語り部講演会」等の 事業に対する実施経費の支援、啓発 資材の提供を行った。		
			（エ）各都道府県 の教育者会議 間の連携を図 るとともに、 教材等の成果 物の共有化等 を進めるため、「北方領土 問題教育者会 議全国会議」 （2 月予定） を開催する。 さらに、教育 者会議へのア ンケート等を 実施すること で、その活動 状 況 を 把 握 し、同会議で		<u>北方領土問題教育者会議全国会議</u> ・教育者会議間の連携強化及び情報共 有を図るとともに、今後の取組につ いて協議を行い、教育者会議の更なる 効率的・効果的な活動の充実を図 ることを目的として、令和 8 年 2 月 22 日に「北方領土問題教育者会議 全国会議」を開催した（於：東京都 新宿区）。 ・内閣府から北方領土問題の啓発、外 務省から北方領土問題と対露外交、 文部科学省から学校における領土に 関する教育、協会から事業等につ いてそれぞれ説明を行うとともに、京 都府南丹市の中学校教諭より北方領 土問題教育指導者現地研修会（本項 目別評定調書（ア）参照）に参加し た際の経験について「『自分事』に なった北方領土問題」と題した発表		

			の成果を教育関係者にフィードバックする。		が行われたほか、「教育者会議が抱える課題点とその解決について」をテーマにミニ協議会を実施した。 ・参加した教員に対しては、会議の内容や成果を、各都道府県の教育者会議、県民会議、地元の共有の研究会である中学校社会科研究会等の場で報告し、教育現場に活かすよう要請した。		
			(オ) 県民会議等が実施する青少年現地視察事業について適切な支援を行う。		北方領土青少年等現地視察事業 ・北方領土問題を身近な問題として捉え、返還要求運動を継承してもらうことを目的に、北方領土隣接地域における「北方領土の視察」、「元島民体験談の聴講」及び「北方領土啓発施設の見学」をプログラムに含む22都府県の県民会議による北方領土青少年等現地視察事業に対して、実施支援を行った。また、事後活動として、事業に参加した中学生は、地元の県民大会等での視察報告等を行った。 ・あわせて、実施を希望した4県に対し船舶「えとぴりか」における船内研修を実施した。 〔実施日〕 7月29日 福島県 8月1日 熊本県 8月20日 宮城県・静岡県 ※7月31日に実施を予定していた船内研修（東京都）は、カムチャツカ半島付近で発生した地震による津波警報の発表により中止。		
			(カ) 北方領土隣接地域への修学旅行等の誘致促進を実施し、修学旅行者の増加に結びつけることで、今後の返還運動における後継者の育成推進を図る。		北方領土隣接地域への修学旅行等の誘致促進 ・北海道根室市が行う北方領土の洋上視察研修、啓発施設における研修等の「北方領土学習プログラム」を取り入れた「『北方領土を目で見る運動』修学旅行等誘致事業」に対して経費を補助した。		

		(キ) 北方領土返還要求運動の担い手としての後継者育成の強化のため、青少年向けメディア広報を実施する。		小中学生新聞等への広告 ・次代を担う若年層の北方領土問題に対する興味・関心を高めることを目的に、小中学生を主な購読層に持つ新聞媒体等に1面カラーの広報を掲出した。 <table><tr><th>媒体</th><th>掲出日等</th><th>発行部数</th></tr><tr><td>読売KODOMO新聞</td><td>8月28日、令和8年1月15日</td><td>約18.9万部</td></tr><tr><td>読売中高生新聞</td><td>8月15日、12月12日、令和8年1月16日、2月6日、3月6日</td><td>約7.2万部</td></tr><tr><td>毎日小学生新聞</td><td>12月24日、令和8年1月25日、2月7日、3月10日</td><td>約9.9万部</td></tr><tr><td>月刊ニュースがわかる</td><td>令和8年1月号、2月号、3月号、4月号</td><td>約6万部</td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td>約42万部</td></tr></table>	媒体	掲出日等	発行部数	読売KODOMO新聞	8月28日、令和8年1月15日	約18.9万部	読売中高生新聞	8月15日、12月12日、令和8年1月16日、2月6日、3月6日	約7.2万部	毎日小学生新聞	12月24日、令和8年1月25日、2月7日、3月10日	約9.9万部	月刊ニュースがわかる	令和8年1月号、2月号、3月号、4月号	約6万部	合計		約42万部	
媒体	掲出日等	発行部数																					
読売KODOMO新聞	8月28日、令和8年1月15日	約18.9万部																					
読売中高生新聞	8月15日、12月12日、令和8年1月16日、2月6日、3月6日	約7.2万部																					
毎日小学生新聞	12月24日、令和8年1月25日、2月7日、3月10日	約9.9万部																					
月刊ニュースがわかる	令和8年1月号、2月号、3月号、4月号	約6万部																					
合計		約42万部																					

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報
・特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－（１）－③	国民一般に対する情報発信		
業務に関連する政策・施策	北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針第一	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人北方領土問題対策協会法第 11 条第 1 号 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第 4 条
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】これまで北方領土返還要求運動の中核を担ってきた元島民の高齢化が一層進む中で、北方領土問題の解決に向けた強い意志が世代を超えて共有されることが必要。そのため、あらゆる地域、世代の国民、とりわけ次代を担う若い世代の北方領土問題に対する理解を深め、関心を高めていくことが急務であり、目に見える効果を上げることが必要。 【困難度：高】問題への関心が相対的に低い層に情報を届け、関心と理解の底上げを図ることは容易なことではない。北方領土問題に対する関心や理解の度合いなどは、その時々为社会情勢など外部要因による影響も想定される。評価においてそうしたことも考慮することを前提に、本中期目標期間においても目に見える効果を上げていく必要から、チャレンジングな目標を設定。	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID：000281

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度		R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
北方館、別海北方展望塔、羅臼国後展望塔の各年度の集客数	前中期目標期間の年度平均の水準を上回る （※令和2、3年度を除く。）	北方館： 130,789 人 (H30, R1, R4 年度の平均)	108,312 人	105,428 人	117,848 人			予算額（千円）	545,613 の内数	656,263 の内数	752,206 の内数		
		別海北方展望塔： 74,605 人 (H30, R1, R4 年度の平均)	79,711 人	92,095 人	114,416 人			決算額（千円）	524,167 の内数	528,035 の内数	577,829 の内数		
		羅臼国後展望塔： 30,795 人 (H30, R1, R4 年度の平均)	27,636 人	27,193 人	28,661 人			経常経費（千円）	540,034 の内数	527,334 の内数	559,641 の内数		
								経常利益（千円）	33,399 の内数	128,394 の内数	54,050 の内数		
								行政コスト（千円）	550,541 の内数	537,063 の内数	568,480 の内数		
								従業員数	7 人の内数	7 人の内数	7 人の内数		

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	

	民間企業等とも連携しながら、北方領土問題に関する情報発信を大胆に強化することにより、北方領土問題に触れる機会を提供し、国民一般の関心と理解を広げる。その際、情報発信の対象は若年層に重点化するとともに、地域ごとの特性なども考慮した発信を行う。SNS の活用を始め発信ツールの多様化・高度化に積極的に対応するなど、効果的な発信方法を不断に検討する。具体の情報発信に当たっては、訴求対象を明確にした上で、それに応じた啓発内容や媒体をきめ細かく検討し、実施する。	広く国民が北方領土問題に触れる機会を提供し、国民一般の問題への関心と理解を広げるため、情報発信を大胆に強化する。その際、情報発信の対象は若年層に重点化するとともに、地域ごとの特性なども考慮した発信を行う。SNS の活用を始め発信ツールの多様化・高度化に積極的に対応するなど、効果的な発信方法を不断に検討する。具体の情報発信に当たっては、訴求対象を明確にした上で、それに応じた啓発内容や媒体をきめ細かく検討し、実施する。	(ア) 広く国民が北方領土問題に触れる機会を提供し、国民一般の問題への関心と理解を広げるため、情報発信を大胆に強化する。その際、情報発信の対象は若年層に重点化するとともに、地域ごとの特性なども考慮した発信を図る。イメージキャラクター「エリカちゃん」等を活用した SNS の活用やホームページの充実を引き続き図り発信ツールの多様化・高度化に積極的に対応するとともに、効果的な発信方法を不断に検討する。具体の情報発信に当たっては、訴求対象を明確にした上で、それに応じた啓発内容や媒体をきめ細かく検討し、実施する。	<主な定量的指標> ・北方館、別海北方展望塔及び羅臼国後展望塔の各年度の集客数について、前中期目標期間の新型コロナウイルス感染症により集客数が減少した令和 2、3 年度を除いた年度平均（北方館：130,789 人、別海北方展望塔 74,605 人、羅臼国後展望塔 30,795 人）の水準を上回るものとする。 <その他の指標> ・四島交流事業等使用船舶の利活用を通じ、北方領土問題に関する関心や理解を広げるための取組を促進する。 ・啓発グッズの設置やイメージキャラクター「エリカちゃん」とのコラボレーション、啓発イベントの連携など、毎年度新たに民間企業等から協会の取組への協力を得る。 <評価の視点> ・国民一般に対する情報発信を適切に実施しているか。特に、訴求対象に応じた発信媒体の選択と発信内容の工夫等を通じ、若年層をはじめとする国民一般の関	<主要な業務実績> 国民一般に対する情報発信について ・各啓発事業の実施結果等については、引き続き、協会ホームページや SNS において実施後速やかに公表した。 ・広く国民に対して啓発を行うため、北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」及び「エリオくん」を活用した SNS での情報発信を引き続き実施するとともに、SNS キャンペーンを季節ごとに行うなど、訴求性の高い内容の投稿を実施したことにより、読者数及び反応数が大幅に増加した。 ・その他、各事業の実施に当たっては、若年層への訴求重点化及び発信ツールの多様化等に対応し、また県民会議、教育者会議その他民間事業者等と連携・協力して、下記の施策を実施した。 戦後 80 年節目啓発事業「エリカちゃんネル」 ・広く一般国民、特に中高生から 30 代を中心とした若年層を対象とし、商業施設等において、啓発パ	<評定と根拠> 評定：B 実施した各啓発事業について、実施結果を協会ホームページや SNS を通じて速やかに発信するとともに、SNS で訴求性の高い内容の投稿を実施するなど、積極的な情報発信に取り組んでいる。 若年層を対象とした啓発の在り方について、若年層を意識したデザインで最新情報を反映したパンフレットや、啓発資材（アクリルスタンド、啓発用ボールペン、チャーム付き蛍光ペン、クリアファイル、ポケットティッシュ）の提供に加えて、とりわけ 10 代から 30 代までの若年層向けの広報啓発を推進する観点から、戦後 80 年節目啓発事業「北方四島エリカちゃんネル」や「北方領土の日」に係るインターネット広報を実施したほか、キャッチコピーの募集を通じて、若年層に重点化した情報発信に新たな手法を取り入れて取り組んでいる。 船舶「えとぴりか」の利活用について、「一般公開」を国内 4 か所で実施し、北方領土問題に対する関心・理解を広げる成果が得られているほか、他の事業においても研修、学習等の場として船舶「えとぴりか」の利活用に取り組んでいる。 北方領土隣接地域の事業との連携については、引き続き当該地域の紹介等を SNS で発信するほか、北隣協との共催により、船舶「えとぴりか」を活用した「青少年・北方領土クルージング」を実施するなど、効果的な連携に取り組んでいる。 民間事業者との連携については、県民会議と連携して、公共交通機関における広告掲示や商業施設で啓発グッズを配布するなど、啓発効果を高める取組を実施している。 各啓発施設について、季候の良い上期（4 月～9 月）に年間来館者数の約 8 割が訪れる傾向があるところ、啓発施設の来館者数については、所在する北方領土隣接地域にお	評定 B <評定に至った理由> 以下の実績により、国民一般に対する情報発信について、中期計画における所期の目標を下回っているが、啓発施設の集客数については、啓発施設が所在する北方領土隣接地域の令和 7 年度の観光入込客数は、令和 2 年度以降で初めて、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける令和元年度以前の水準に回復したが、啓発施設については、季候の良い上期（4 月～9 月）に年間来館者数の約 8 割が訪れる傾向があるところ、令和 7 年度上期の観光入込客数は、依然として令和元年度以前の水準に回復していない。 そうした外部要因がある中、協会による自主的な努力が行われ、具体的な業績改善の取組が実施されていることを考慮し、評定を B とする。 【国民一般に対する情報発信】 広く国民一般の北方領土問題に対する関心と理解を広げ、返還要求運動の裾野を拡大するため、協会ホームページや SNS による情報発信、啓発用資料・資材の作成、キャッチコピーの募集等を行った。令和 7 年度は、戦後 80 年節目啓発事業「北方領土エリカちゃんネル」や「北方領土の日」に係るインターネット広報を実施するなど、特に若年層に重点を置いた情報発信に取り組んだ。 【船舶「えとぴりか」の利活用】 船舶「えとぴりか」の一般公開を、大阪市内で 2 日間、下田市で 2 日間、高松市内で 3 日間、広島市内で 2 日間実施し、延べ 4,981 人が来場した。北方領土関連イベントに初めて参加した
	これらの取組に当たっては、各種啓発事業について、特に若年層の割合の増加を目指す	これらの取組に当たっては、各種啓発事業について、特に若年層の割合の増加を目指す	(イ) (ア) の取組に当たっては、特に若年層を対象に、これまで運動				

	し、これまで運動に参加したことのない国民が接しやすいような啓発の在り方を検討し、実施する。	し、これまで運動に参加したことのない国民が接しやすいような啓発の在り方を検討し、実施する。	に参加したことのない国民にも接しやすいような啓発の在り方を検討した上で以下の事業を実施する。 ○ 戦後 80 年 節目 啓 発 事 業「諦めない集い」（仮称） ○ パンフレット等の啓 発 用 資 料・資材の作成 ○ キャッチコピーの募集 ○ 協会ホームページや SNS を利用した、事業実績等コンテンツの速やかな更新などの情報発信 ○ 国民一般、取りわけ若い世代が北方領土問題に対する関心を高めるための地方イベントと連携した事業	心と理解を深めることに資するものか。	ネルの展示、署名活動やリーフレットの配付、北方領土ステージイベント等を行うことで、国民の方々に北方領土問題を思い出してもらうことで風化を防ぐとともに、返還運動について正しい理解と認識を深めてもらい、今後の返還運動への参画を促すため、「戦後 80 年節目啓発事業『エリカちゃんネル』」を実施した。 ・各会場では、分かりやすさ、親しみやすさ、接しやすさ、参加しやすさをポイントとした集客を意識し、ステージコンテンツとして北方四島クイズ大会や著名人が登場してのトークショー及び撮影会、体験コンテンツとしてエリカちゃん等の塗り絵や缶バッジ作り、学習コンテンツとしてクイズラリーや写真・パネルの展示を行うとともに、ステージコンテンツについてはInstagramにてライブ配信を行い、当日来場できない方でも参加できる環境を整えたほか、イベント後はYouTubeによるイベント概要の配信を行った。 ・イベントの参加者に対し、このイベントにお越しになり、北方領土問題に対しどのように思ったか等についてアンケートを行ったところ、「非常に関心をもった」、「やや関心をもった」との回答が約 87% となった。 ・イベント参加者のうち、若年層の割合は約 54% となった。	ける令和 7 年度の上期（４月～９月）の観光入込客数が令和元年度水準に回復しない中、全施設ともに前年度を上回る集客を得られた。啓発施設来館者の感想及び周辺の観光客の動向等をより正確かつ効率的に把握するために行っている来館者アンケートにおいて得られた回答データを分析・検証し、来館者の動向を把握するとともに、効果的な集客促進方策の検討等につなげるほか、引き続き、協会 SNS 等において啓発施設を含めた北方領土隣接地域の紹介を積極的に行うこと等により、集客数の増加に努める。あわせて、啓発施設の老朽化への対応や内閣府による啓発施設の在り方等に関する調査研究について、各種資料の提供や現地視察及び関係者との打合せ等に協力している。 以上、所期の目標を概ね達成していると認められることから、B と評価する。 ＜課題と対応＞ 来館者アンケートの結果等を踏まえ、引き続き、各啓発施設の集客数の増加に努めるとともに、内閣府による啓発施設の在り方等に関する調査研究に協力する。 また、船舶「えとぴりか」の啓発事業への利活用を通じ、北方領土問題に関する関心や理解を広げるための取組を促進する。	来場者が全体の 90%以上を占めており、広く国民一般に北方領土問題に関する関心や理解を広げることができたことは評価できる。 また、函館市で実施された北方四島交流北海道推進委員会主催の一般公開に協力した。 さらに、各種啓発事業において船舶「えとぴりか」を研修、学習等の場として利活用した。 【北方領土隣接地域の事業や民間企業等との連携】 協会 SNS において引き続き北方領土隣接地域の紹介を行ったほか、公共交通機関における広告掲示や商業施設においてクイズの実施や啓発グッズの配布を行うなど、県民会議と連携して民間企業からの協力を得た。 【啓発施設】 定量的指標である啓発施設の集客数は、北方館が 117,848 人、別海北方展望塔が 114,416 人、羅臼国後展望塔が 28,661 人であり、目標値である前中期目標期間の年度平均の水準（令和 2 年度及び 3 年度を除く。北方館 130,789 人、別海北方展望塔 74,605 人、羅臼国後展望塔 30,795 人）を別海北方展望塔は上回ったが、北方館及び羅臼国後展望塔は下回る結果となった。 啓発施設の集客数については、啓発施設が所在する北方領土隣接地域の令和 7 年度の観光入込客数は、令和 2 年度以降で初めて新型コロナウイルス感染症の影響を受ける令和元年度以前の水準に回復したが、啓発施設については、季候の良い上期（４月～９月）に年間来館者数の約 8 割が訪れる傾向があるところ、令和 7 年度上期の観光入込客数は、依然として令和元年
--	--	--	---	---------------------------	---	---	---

					12 月 13 日 富山県（富山駅イベントスペース） 1, 559 名 啓発用資料・資材の作成 ・北方領土問題の理解・認識を深めるためのパンフレットについて、若年層を意識し紙面のデザインを一新するとともに、日露関係等の情勢内容を最新の情報に更新した上で県民会議等に提供し、県民大会、研修会、キャラバン、署名活動等において活用を促すことにより、北方領土問題に対する国民世論の啓発を図った。 ・啓発資材として、アクリルスタンド、啓発用ボールペン、チャーム付き蛍光ペン、クリアファイル、ポケットティッシュの作成を行い、県民会議や連携する民間団体等を通じて配布することで国民啓発を行った。 ・個人情報保護できるように、新たに署名収集箱及び少人数用の署名用紙を作成し、県民会議及び北連協幹事団体に提供した。 キャッチコピーの募集 ・啓発広報への利用と効果の観点から、これまでの作風にとらわれない作品を募集したいという想いを込めて、令和6年度より、「標語・キャッチコピー」を「キャッチコピー」に改め、「北方領土問題キャッチコピーの募集～みんなのアイデアが力になる～」として実施している。 ・5月20日～9月30日にかけて協会ホームページ、公募専門誌及びWEBサイトへの募集を掲載することに加えて、県民会議や教育者会議と連携して、児童・生徒等に応募を促した結果、12,339 作品の応募があった。 ・選考の結果は以下のとおり。 ＜最優秀賞＞ 「語るたび　その^{しま}四島がまた　近	度以前の水準に回復していない。 そうした外部要因がある中、協会ホームページや協会 SNS 等において啓発施設を含めた北方領土隣接地域の紹介を積極的に行うとともに、啓発施設来館者の感想及び周辺の観光客の動向等をより正確かつ効率的に把握するため、来館者アンケートを実施して、得られた回答データを分析・検証し、来館者の動向を把握するとともに、効果的な集客促進方策の検討等につなげることとしており、啓発施設の集客数は、令和7年度において、全施設ともに前年度を上回る集客を得られた。こうした点から、協会が自主的な努力を行い、具体的な業績改善の取組を実施していると認められる。 また、北方館及び羅臼国後展望塔の老朽化に伴う改修工事に着手し、一部工事が完了した。 さらに、内閣府における「北方領土隣接地域における地域一体となった啓発促進策についての調査研究」に関して、各種資料の提供や現地視察及び関係者との打合せ等に協力した。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 啓発施設については、周辺の観光客の動向などの外部環境も踏まえ、引き続き、来館者の動向をよりの確に把握した上で、効果的な取組を検討し、集客数の増加に努めることが必要である。 また、船舶「えとぴりか」の啓発事業への利活用を通じ、北方領土問題に関する関心や理解を広げるための取組を促進することが必要である。
--	--	--	--	--	---	--

				くなる」 ・最優秀賞受賞作品は、啓発資料等に掲載するなど啓発事業において活用した。 「北方領土の日」に係るインターネット広報 ・北方領土問題への関心が相対的に低いと言われている若年層向けの広報啓発を促進する観点から、「北方領土の日」である２月７日を含む令和８年２月１日から２月 28 日までの１か月間、国民の利用度が高いインターネット動画配信サービスである YouTube 広告に、「みんなで考えてみよう。北方領土問題」と題した 15 秒の啓発動画を掲載した。 ・１か月の再生回数は5,215,523 回となり、若年層を含む広く一般の方に、北方領土問題への関心を持つきっかけを提供した。		＜その他事項＞ 特になし。													
また、四島交流事業等使用船舶の利活用を通じ、北方領土問題に関する関心や理解を広げるための取組を促進する。	また、四島交流事業等使用船舶の利活用を通じ、北方領土問題に関する関心や理解を広げるための取組を促進する。	（ウ）北方領土問題に関する関心や理解を広げることを目的に、四島交流事業等使用船舶『えとぴりか』を活用した一般公開等の事業を実施する。	船舶「えとぴりか」の一般公開 ・国民世論の啓発への波及効果を高める観点から、北方領土問題に関する関心や理解を広げることを目的に、船舶「えとぴりか」の船内を自由に観覧等できる「一般公開」を、大阪市、下田市、高松市及び広島市において実施し、延べ 4,981 人が来場した。 ・全４か所で来場者にアンケートを行ったところ、北方領土関連イベントに初めて参加した来場者の割合は、全体の 90％以上となり、北方領土問題に関する関心や理解を広げることができた。 ＜一般公開の実施実績＞ <table><tr><th>日程</th><th>実施場所</th><th>来場者数</th></tr><tr><td>6 月 28 日～29 日</td><td>大阪市</td><td>2,508 人</td></tr><tr><td>9 月 20 日～21 日</td><td>根室市 (※)</td><td>—</td></tr><tr><td>10 月 4 日～5 日</td><td>下田市</td><td>954 人</td></tr><tr><td>10 月 11 日～13 日</td><td>高松市</td><td>1,108 人</td></tr></table>	日程	実施場所	来場者数	6 月 28 日～29 日	大阪市	2,508 人	9 月 20 日～21 日	根室市 (※)	—	10 月 4 日～5 日	下田市	954 人	10 月 11 日～13 日	高松市	1,108 人	
日程	実施場所	来場者数																	
6 月 28 日～29 日	大阪市	2,508 人																	
9 月 20 日～21 日	根室市 (※)	—																	
10 月 4 日～5 日	下田市	954 人																	
10 月 11 日～13 日	高松市	1,108 人																	

			<table><tr><td>10月18日～19日</td><td>広島市</td><td>411人</td></tr><tr><td>(※) 荒天により中止</td><td>(合計)</td><td>4,981人</td></tr></table> ・また、北方四島交流北海道推進委員会主催の一般公開が函館市において実施されるに際し、協力を行った（9月27日～28日、来場者数914人）。 その他事業における船舶「えとぴりか」の利活用 ・北方領土問題に関する関心や理解を広げることを目的に、以下の事業において船舶「えとぴりか」を研修、学習等の場として利活用した。 ▶ 北方領土ゼミナールにおける北方領土洋上視察（9月10日）（項目別 評 定 調 書Ⅰ - （ 1 ） - ②（ア）参照） ▶ 北方領土問題教育指導者現地研修会における北方領土洋上視察（8月6日）（項目別 評 定 調 書Ⅰ - （ 1 ） - ②（ア）参照） ▶ 北方領土青少年等現地視察事業における船内研修（項目別 評 定 調 書Ⅰ - （ 1 ） - ②（オ）参照） ▶ 青少年・北方領土クルージング（8月31日）：北方領土隣接地域振興対策根室管内市町連絡協議会（北隣協）との共催（本項目別 評 定 調 書（エ）参照） ▶ 戦後80年・北方領土フォーラムにおける四島フォーラム（9月23日～24日）：千島連盟主催（項目別 評 定 調 書Ⅰ - （ 4 ） - ①参照） ▶ 北方四島学習会（9月6日）：日本労働組合総連合会主催 ▶ 北方四島交流事業洋上セミナー（9月16日）：北方四島交流北海道推進委員会主催	10月18日～19日	広島市	411人	(※) 荒天により中止	(合計)	4,981人	
10月18日～19日	広島市	411人								
(※) 荒天により中止	(合計)	4,981人								
また、北方領土隣接地域の事業と連携するなどにより、北方領土を直	また、北方領土隣接地域の事業と連携するなどにより、北方領土を直	(エ) 北方領土隣接地域の事業と連携するなどにより、北	北方領土隣接地域の事業との連携 ・ネット動画を活用した情報発信の他にも、北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」及び「エ							

	接見る機会の増加も含め、実感を伴った理解の浸透にも取り組む。北方館等の啓発施設についても、情報発信の強化などにより、集客力を向上させる。	接見る機会の増加も含め、実感を伴った理解の浸透にも取り組む。民間企業等との連携を進め、内閣府の協力も得つつ、啓発グッズの設置やイメージキャラクター「エリカちゃん」とのコラボレーション、啓発イベントの連携など、毎年度、新たに民間企業等から協会の取組への協力を得られるよう努める。	方領土を直接見る機会の増加も含め、実感を伴った理解の浸透にも取り組む。		リオくん」を主人公にした SNS において、北方領土隣接地域の紹介等を引き続き発信した。 ・北方領土隣接地域振興対策根室管内市町連絡協議会（北隣協）との共催により、船舶「えとぴりか」を活用した「青少年・北方領土クルージング」を 8 月 31 日に実施し（於：北海道根室市）、北方領土隣接地域在住の青少年等 56 人が参加した。	
			（オ）（イ）の事業を含め、民間企業等との連携を進め、内閣府の協力も得つつ、啓発グッズの設置やイメージキャラクター「エリカちゃん」等とのコラボレーション、啓発イベントの連携など、新たに民間企業等から協会の取組に対する協力を得られるよう努める。		民間企業等との連携 ・路線バス車内、鉄道車内及び駅構内広告並びに青森放送ラジオのスポット CM の放送（青森県民会議）、通学等で利用者が多い駅及び鉄道におけるポスター広告掲示（福島県民会議）、ショッピングモールにおいてクイズや啓発グッズの配布を実施（茨城県民会議）、長崎空港や県立大学等でのパネル展示用として啓発用パネルの貸出（長崎県民会議）等を実施した。	
					啓発施設 ・各啓発施設について、季候の良い上期（4 月～9 月）に年間来館者数の約 8 割が訪れる傾向があるところ、啓発施設が所在する北方領土隣接地域における令和 7 年度の上期（4 月～9 月）の観光入込客数が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける令和元年度以前の水準に回復していない中、令和 7 年度における北方館（根室市）の来館者数は 117,848 人（基準値：130,789 人）、別海北方展望塔（別海町）の来館者数は 114,416 人（基準値：74,605 人）、羅臼国後展望塔	
	北方領土を目で見る運動の一環として設置された北方館、別海北方展望塔及び羅臼国後展望塔の啓発施設については周辺の観光客の動向などの外部環境も踏まえ、情報発信の強化などにより、各年度の集客数が前中期目標期間の新型コロナウイルス感染症により集客	北方領土を目で見る運動の一環として設置された北方館、別海北方展望塔及び羅臼国後展望塔の啓発施設については、内閣府による啓発施設の在り方等に関する調査研究に協力するほか、周辺の観				

		数が減少した令和2、3年度を除いた年度平均の水準を上回るよう努める。	光客の動向などの外部環境や来館者アンケートの結果も踏まえ、情報発信の強化や来館者アンケートの見直しなどにより、集客数が前中期目標期間の新型コロナウイルス感染症により集客数が減少した令和2、3年度を除いた年度平均の水準を上回るよう努める。		（羅臼町）の来館者数は 28,661 人（基準値：30,795 人）であった。 ・啓発施設来館者の感想及び周辺の観光客の動向等をより正確かつ効率的に把握するため、各施設の来館者アンケートを実施しているところ、得られた回答データを分析・検証し、来館者の動向を把握するとともに、効果的な集客促進方策の検討等につなげている。 ・令和7年度一般会計補正予算（第1号）により追加的に措置された施設整備費補助金（項目別評定調書Ⅳ-8.（1）参照）にて、北方館及び羅臼国後展望塔の老朽化に伴う改修工事に着手し、一部工事が完了した。 ・内閣府による啓発施設の在り方等に関する調査研究について、各種資料の提供や現地視察及び関係者との打合せ等に協力した。	
--	--	---	---	--	--	--

注5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4．その他参考情報
・特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－（2）	四島交流事業		
業務に関連する政策・施策	北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針第二	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人北方領土問題対策協会法第 11 条第 2 号 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第 4 条の 2
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID：000281

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度		R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
各事業に関連する情報発信の件数	一事業当たり協会から100件以上、参加者（50人を想定）から300件以上	一事業当たり協会から100件、参加者（50人を想定）から300件	－	－	－			予算額（千円）	318,688	265,022	243,507		
			※全ての交流事業を実施することができず、事業成果に関する発信はなし。	※全ての交流事業を実施することができず、事業成果に関する発信はなし。	※全ての交流事業を実施することができず、事業成果に関する発信はなし。			決算額（千円）	223,347	238,246	225,731		
								経常経費（千円）	217,155	239,433	228,411		
								経常利益（千円）	101,199	26,152	15,783		
								行政コスト（千円）	217,155	239,433	228,411		
								従業員数	4人	5人	6人		

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、問題の解決に寄与するため、関係機関・団体と連携し、北方四島在住ロシア人と元島民、返還運動関係者等との相互交流を着実に実施す	北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、問題の解決に寄与するため、関係機関・団体と連携し、各年度の計画に基づき、各回の北方四島在住ロシア人と元島民、返還運動関係者等と	① 日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針等に機動的かつ適切に対応することを前提として、北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、問題の解決に寄与	＜主な定量的指標＞ ・各事業に関連する情報発信が一事業当たり協会から 100 件以上、参加者（50 人を想定）から 300 件以上行われるよう、協会は必要な措置を講ずる。 ＜その他の指標＞ ・各事業に関連する情
＜評定に至った理由＞ 以下の実績により、四島交流事業について、ロシアによるウクライナ侵略を受けた日露関係等の情勢という予測し難い困難な外部要因により、結果として業務が実施できなかったが、協会による自主的な努力が行われ、具体的な業績改善の取組が実施されていることを考慮し、評定を B とする。								

る。特に、日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応する。	の相互交流を着実に実施する。特に、日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応する。	するため、関係機関・団体と連携し、計画に基づき、各回の北方四島在住ロシア人と元島民、返還運動関係者等との相互交流を実施する。 また、事業の安全かつ安定的な継続実施のため、四島交流事業等使用船舶『えとぴりか』の利用に係る調査をあわせて行う。	報発信を積極的に行うため、協会は従来よりも多様な媒体を用いた発信など、より多くの国民の関心を喚起するための工夫を行う。 ・国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる上で有益な参加者について検討し、それらの者が参加する交流事業を毎年度実施する。 ・交流プログラムについて、相互理解の増進に加え、国民世論の啓発への波及効果の増大にも資する企画を毎年度検討し、実施する。 ・前中期目標期間において構築した、事業参加者による事後活動について発信する仕組みについて、効果を検証し、改善を実施する。	島民等の参加者が安心して四島交流等事業に参加し、船舶「えとぴりか」の安全かつ安定的な運航を確実なものとするため、四島交流等事業の実施の見通しが立たない間の別途の事業において想定する航路を実際に運航しながら、航路上にある漁具の設置状況、携帯電話等による陸上との通信可能範囲等の安全運航に必要な情報を把握することを目的とした試験運航を7月9日に実施した。 ・事業が再開できる状況となった際に、安全かつ安定的な運航が可能となるよう万全の対応をとっていたものの、日露関係等の情勢に目立った進展は見られず、結果として事業の見送りを余儀なくされた。 ・なお、四島交流等事業の実施の見通しが立たない間、元島民の故郷を訪問したいとの思いに応えるため、別途の事業として、船舶「えとぴりか」を使用した洋上慰霊を、関係機関との共催により実施した（詳細は項目別評定調書Ⅰ - (4) - ③を参照。）。 ・事業の安全かつ安定的な継続実施のため、船舶「えとぴりか」の利用に係る調査及び検討を行い、有識者からのヒアリング等を行った。	事業への利活用に努めている。 ロシアによるウクライナ侵略を受けた日露関係等の情勢という、法人によりコントロールしがたい困難な外部要因により、結果として四島交流事業に係る所期の業務実績が得られていないものの、左欄の各施策を通じて法人として可能な限り最大限の取組を行い、本事業の再開へ備えるとともに、別途の事業を実施したこと、また、国民世論の啓発への波及効果を高めていることを踏まえ、所期の目標を達成していると同等の成果を得られていると認められることから、Bと評価する。 ＜課題と対応＞ 日露関係等の情勢により本事業の実施が見通せない状況ではあるものの、引き続き関係府省等と緊密に連携し、今後の日露関係等の情勢の変化に適切に対応し、事業が再開可能な状況となった際には、速やかに実施できるよう準備を整えるとともに、船舶「えとぴりか」の利活用方策等を実施する。	【北方四島在住ロシア人と元島民、返還運動関係者等との相互交流の実施】 北方四島交流等事業について、ロシアによるウクライナ侵略を受けた日露関係等の情勢により事業の実施の見通しが立たない状況が続く中、事業が再開可能な状況となった際に船舶「えとぴりか」の安全かつ安定的な運航を可能とし、参加者が安心して事業に参加できるよう、試験運航を実施し、事業の再開に備えた。また、元島民の故郷を訪問したいとの思いに応えるため、別途の事業として、関係機関と連携して、船舶「えとぴりか」を使用した洋上慰霊を実施した。さらに、国民世論の啓発への波及効果を高める観点から、船舶「えとぴりか」の一般公開を実施し、広く国民一般に北方領土問題に関する関心や理解を広げることができたことは評価できる。このほか、各種啓発事業において船舶「えとぴりか」を研修、学習等の場として利活用した。 ロシアによるウクライナ侵略を受けた日露関係等の情勢という予測し難い困難な外部要因により、結果として事業を実施できなかったが、上述したとおり、協会が自主的な努力を行い、具体的な業績改善の取組を実施していると認められる。
加えて、国民世論の啓発への波及効果を高める観点から、国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる上で有益な者の参加や交流プログラムの工夫を図るとともに、事業成果についての徹底的かつ継続的な情報発信（事業参加者による積極的な発信の推進を	加えて、国民世論の啓発への波及効果を高める観点から、国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる上で有益な者の参加や交流プログラムの工夫を図る。各事業に関連する情報発信を積極的に行うため、従来よりも多様な媒体を用いた発信など、より多	② 国民世論の啓発への波及効果を高める観点から、国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる上で有益な者の参加や交流プログラムの工夫を図る。また、各事業に関連する情報発信を積極的に行うため、従来よりも多様な	＜評価の視点＞ ・各年度の計画に基づき、各事業を適切に実施しているか。特に、日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応しているか。	・日露関係等の情勢により、実績なし。 ・なお、国民世論の啓発への波及効果を高める観点から、船舶「えとぴりか」を利活用した事業を、以下のとおり実施した（詳細は項目別評定調書Ⅰ - (1) - ③（ウ）を参照。）。 ▶ 北方領土ゼミナールにおける北方領土洋上視察（項目別評定調書Ⅰ - (1) - ②（ア）参照） ▶ 北方領土問題教育指導者現地研修会における北方領土洋上視察（項目別評定調書Ⅰ - (1) - ②（ア）参照）		＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ロシアによるウクライナ侵略を受けた日露関係等の情勢により、事業を実施できていない状況にあるが、引き続き、日露関係等の情勢変化に適切に対応し、事業が再開可能な状況となった際には、速やかに実施できるよう、準備を整えることが必要である。

	含む。)、事業参加者による事後活動を推進する。	くの国民の関心を喚起するための工夫を行う。また、事業に関連する情報発信が一事業あたり協会から 100 件以上、参加者（50 人を想定）から 300 件以上行われるよう必要な措置を講ずる。	媒体を用いた発信など、より多くの国民の関心を喚起するための工夫を行う。また、事業に関連する情報発信が一事業あたり協会から 100 件以上、参加者から 300 件以上行われるよう必要な措置を講ずる。		▶ 北方領土青少年等現地視察事業における船内研修（項目別評定調書Ⅰ - （１） - ②（オ）参照） ▶ 一般公開（大阪市・下田市・高松市・広島市）（項目別評定調書Ⅰ - （１） - ③（ウ）参照） ▶ 一般公開（函館市）：北方四島交流北海道推進委員会主催（項目別評定調書Ⅰ - （１） - ③（ウ）参照） ▶ 青少年・北方領土クルージング：北方領土隣接地域振興対策根室管内市町連絡協議会（北隣協）との共催（項目別評定調書Ⅰ - （１） - ③（エ）参照） ▶ 戦後 80 年・北方領土フォーラムにおける四島フォーラム：千島連盟主催（項目別評定調書Ⅰ - （４） - ①参照） ▶ 北方四島学習会：日本労働組合総連合会主催 ▶ 北方四島交流事業洋上セミナー：北方四島交流北海道推進委員会主催		＜その他事項＞ 特になし。
	交流プログラムについては、参加者のニーズも踏まえつつ、学術・文化・スポーツなどの専門家・団体とも連携し、相互理解の一層の増進につながる内容とする。	交流プログラムについては、参加者のニーズも踏まえつつ、学術・文化・スポーツなどの専門家・団体とも連携し、相互理解の一層の増進に加え、国民世論の啓発への波及効果の増大にも資する企画を毎年度検討し、実施する。また、国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる上で有益な参加者について検討し、それらの者が参加する交流事業を毎年度実施する。	③ 交流プログラムについては、参加者のニーズも踏まえつつ、学術・文化・スポーツなどの専門家・団体とも連携し、相互理解の一層の増進に加え、国民世論の啓発への波及効果の増大にも資する企画を検討し、実施する。また、国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる上で有益な参加者について検討し、それらの者が参加する交流事業を実施す		・日露関係等の情勢により、実績なし。		

			る。				
		前中期目標期間において構築した、事業参加者による事後活動について発信する仕組みについて、効果を検証し、改善を実施する。	④ 前中期目標期間において構築した、事業参加者による事後活動について発信する仕組みについて、効果を検証し、改善を図る。		・日露関係等の情勢により、実績なし。		
	毎年度の事業のPDCA サイクルをより実効的に機能させるため、関係団体等の意見を聞きながら、課題と改善策をとりまとめて内閣府に報告し、改善の実現を図る。	毎年度の事業のPDCA サイクルをより実効的に機能させるため、関係団体等の意見を聞きながら、課題と改善策をとりまとめて内閣府に報告し、改善の実現を図る。	⑤ 事業のPDCA サイクルをより実効的に機能させるため、関係団体等の意見を聞きながら、課題と改善策を取りまとめて内閣府に報告し、改善の実現を図る。		・日露関係等の情勢により、実績なし。		

注5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報
・特になし。

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 セグメント別評価調書兼項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－（3）	調査研究		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人北方領土問題対策協会法第 11 条第 3 号
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID：000281

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度		R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
各年度における調査研究結果の引用件数	前年度の水準以上	16 件	14 件 ※R4 年度実績：12 件	16 件	28 件			予算額（千円）	27, 213	51, 871	74, 339		
各年度における調査研究結果の利活用件数	前年度の水準以上	760 件	757 件 ※R4 年度実績：528 件	760 件	846 件			決算額（千円）	10, 826	29, 036	52, 217		
								経常経費（千円）	10, 476	29, 022	22, 084		
								経常利益（千円）	16, 936	22, 835	23, 502		
								行政コスト（千円）	10, 476	29, 022	22, 084		
								従業員数	4 人	5 人	6 人		

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
北方領土の現状や北方領土問題の経緯などに関する情報・資料を保有する機関として、北方領土や北方領土問題の最新動向を踏まえ、関係機関等にとって最も関心の高いテーマを選定して調査研	北方領土の現状や北方領土問題の経緯などに関する情報・資料を保有する機関として、北方領土や北方領土問題の最新動向を踏まえ、関係機関等にとって最も関心の高いテーマを選定して調査研	① 北方領土の現状や北方領土問題の経緯などに関する情報・資料を保有する機関として、北方領土や北方領土問題の最新動向を踏まえ、関係機関等にとって最も関心の高いテ	<主な定量的指標> ・各年度における調査研究結果の引用・利活用の件数を測定し、前年度の水準（引用件数：14 件、利活用件数：757 件）以上とする。	<主要な業務実績> 北方領土関連資料の保存管理 ・令和 2～4 年度に実施した「北方領土関連資料の調査、収集・整備、活用事業」（以下「収集等事業」という。）において収集した北方領土に関する古写真、古地図等の資料（以下「北方領土関連資料」という。）については、引き続き専用書庫において適切に保存管理を行った。	<評価と根拠> 評価：B 収集等事業による北方領土関連資料について、引き続き適切に管理するとともに、規程類の改正を行った上で、協会が保有する情報資産を体系的に把握するための取組を進めている。 北方領土ストーリーテリング・アーカイブのシステム構築のための設計・開発業務を実施し、令和 8 年 3	評価	B
						<評価に至った理由> 以下の実績により、調査研究について、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、評価を B とする。 【調査研究の実施】 定量的指標である調査研究結果の引用件数は 28 件であり、目	

	究を実施する。各調査研究成果については、積極的に発信し、利活用を促進する。また、調査研究の結果や収集資料を有機的に組み合わせ、一般国民の閲覧に供したり、啓発・教育のためのツールとして活用したりできるものとする。	究を実施する。その際には、前中期目標期間に得た、調査研究結果を利活用した者からの調査研究内容についての評価を踏まえ、今中期目標期間に実施する調査研究に反映させる。 前中期目標期間に得た評価の多くが、元島民の資料収集事業を評価する意見であった。このような意見及び元島民の高齢化が進んでいる現状に鑑み、今中期目標期間においては、元島民の体験談の記録・収集等を行う。あわせて、本事業の安定的な実施を確保するための体制整備も行う。	ーマを選定して調査研究を実施する。その際には、前中期目標期間に得た、調査研究結果を利活用した者からの調査研究内容についての評価を踏まえ、今中期目標期間に実施する調査研究に反映させる。 前中期目標期間に得た評価の多くが、元島民の資料収集事業を評価する意見であった。このような意見及び元島民の高齢化が進んでいる現状に鑑み、今中期目標期間においては、デジタル手法の活用も視野に入れて元島民の体験談の記録・収集等を行う。 令和7年度においては、デジタル・アーカイブ・システムの設計・開発等を行う。	・調査研究結果について、県民会議等の返還要求運動に携わる関係機関等へ周知を行う仕組みを構築し、積極的に周知を行う。 ・調査研究の結果や収集資料等を組み合わせた啓発資料・教育のためのツールを作成する。	・協会の施設内に所在するVHS等のフィルム媒体の標題、著作権者、内容の概要等を確認するとともに、公衆送信等の利用に係る法令上の制約条件等を整理した。 ・「北方領土デジタルアーカイブ」の公開（後述）にあわせて、北方領土関連資料の保存、利用等に係る規程類を改正、整備するとともに、既存の北方領土関連資料及び上述のフィルム媒体を含む映像資料情報を統合した目録作成に着手するなど、協会が保有する情報資産の体系的な把握、管理のための取組を進めた。	月23日より「北方領土デジタルアーカイブ」として公開している。 調査研究結果の引用件数及び利活用件数について、いずれも基準値を達成している。 収集等事業において収集した北方領土関連資料を「北方領土デジタルアーカイブ」において引き続き公開しており、これらの利活用が図られるよう、県民会議等の返還要求運動に携わる関係機関を含めて広く国民に周知している。 啓発・教育のためのツールとして、収集等事業において収集した資料を用いた展示用パネルについて、船舶「えとぴりか」を利活用した事業実施時における展示や、県民会議への貸出しを行い、活用を推進している。	標値である前年度の水準（令和6年度：16件）を上回った。また、調査研究結果の利活用件数は846件であり、目標値である前年度の水準（令和6年度：760件）を上回った。 北方領土ストーリーテリング・アーカイブのシステム構築のための設計・開発業務を実施し、令和8年3月23日から、「ストーリーテリング」機能と「資料データベース」機能を有する「北方領土デジタルアーカイブ」を公開した。令和2～4年度に実施した「北方領土関連資料の調査、収集・整備、活用事業」において収集した北方領土関連資料を「北方領土バーチャル資料館」から新設の「北方領土デジタルアーカイブ」に移行して引き続き公開しており、これらの利活用が図られるよう、県民会議等の返還要求運動に携わる関係機関等に広く周知した。
	調査研究成果については、積極的に発信し利活用を推進するとともに、各年度における調査研究結果の引用・利活用の件	② 調査研究結果について、積極的に発信し利活用を推進するとともに調査研究結果の引用・利活用の件数を前年		・返還要求運動や協会が関わるその他の啓発活動を的確かつ効果的に推進する調査研究を実施しているか。	・協会ホームページにおいて、平成23年度以降の調査研究成果を公表しているところ、令和7年度における調査研究結果の引用件数は28件（基準値：16件）、利活用件数は846件（基準値：760件）であった。	以上、所期の目標を達成していると認められることから、Bと評価する。 ＜課題と対応＞ 引き続き、北方領土関連資料の適切な保存管理を行うとともに、「北方領土デジタルアーカイブ」の安定的な運用確保に努める。	＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き、元島民の体験談の記録・収集等の安定的な実施を確保するための体制整備を行うことが必要である。 ＜その他事項＞ 特になし。

		数を測定し、前年度の水準以上とするよう努める。また、調査研究結果について、県民会議等の返還要求運動に携わる関係機関等へ周知を行う仕組みを構築し、積極的に周知を行う。	度の水準以上とする。				
		調査研究の結果や収集資料を有機的に組み合わせた啓発・教育のためのツールを作成する。	③ 県民会議等の返還要求運動に携わる関係機関等へ積極的に調査研究結果を周知する。				
			④ 調査研究の結果や収集資料を有機的に組み合わせた啓発・教育のためのツールについて、各種事業への活用を推進する。		・収集等事業において収集し、令和4年度より「北方領土バーチャル資料館」において提供を始めた古写真、古地図等の北方領土関連資料について、新設の「北方領土デジタルアーカイブ」に移行して引き続き提供するとともに、これらの利活用が図られるよう、協会 HP にバナーを設置することにより、県民会議等の返還要求運動に携わる関係機関を含めて広く国民に周知した。 ・収集等事業において収集した資料を用いて作成した各種啓発事業で活用可能な展示用パネル（5枚組1セット）について、船舶「えとぴりか」を利活用した事業実施時における展示や、県民会議への貸出しを行い各種事業における活用を推進した。		

注5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4．その他参考情報
・特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－（4）	元島民等の援護		
業務に関連する政策・施策	北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針第三	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人北方領土問題対策協会法第 11 条第 4 号 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第 5 条、第 5 条の 2
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID：000281

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ											
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）			
指標等	達成目標	基準値	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度				
								予算額（千円）	335, 960	291, 498	275, 548
								決算額（千円）	235, 536	236, 304	255, 902
								経常経費（千円）	228, 659	235, 962	258, 281
								経常利益（千円）	107, 707	55, 194	19, 646
								行政コスト（千円）	228, 659	235, 962	258, 281
								従業員数	4 人	4 人	5 人

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4）上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	元島民等が置かれている特殊な事情及び元島民の高齢化が進んでいる現状に鑑み、元島民等が行う返還要求運動や後継者育成等の活動について、より効果的な実施のための助言を含めた支援を行う。	元島民等が置かれている特殊な事情及び元島民の高齢化が進んでいる現状に鑑み、元島民等が行う返還要求運動や後継者育成等の活動について、それぞれの活動がより効果的に実施されるよう助言を含めた支援をきめ細かく行う。	① 元島民等が置かれている特殊な事情及び元島民の高齢化が進んでいる現状に鑑み、元島民等が行う返還要求運動や後継者育成等の活動について、それぞれの活動がより効果的に実施されるよう、助言を含めた支援をきめ	<主な定量的指標> ・なし <その他の指標> ・元島民等の活動支援について、活動ごとに効果的な実施等のための助言をきめ細かく実施する。 <評価の視点> ・元島民等が行う活動	<主要な業務実績> 元島民等が行う活動に対する支援 元島民等により構成される千島連盟が実施する以下の各事業に対して支援を行った。 ○元島民等による返還運動推進事業 ・北方領土返還要求署名活動及び全国で収集された署名の編さん及び管理等業務を行った。 <令和 7 年度北方領土返還要求署名収集数> 650, 798 名 昭和 40 年 8 月 15 日から令和 8 年 3 月 31 日まで	<評定と根拠> 評定：B 千島連盟により実施される元島民等による返還要求運動や後継者育成等の活動について、各事業の実施に際して、実施計画と実施報告を聴取し、事業実施状況をモニタリングするとともに、経費使用について検証を行うなど適切に支援している。 北方地域元居住者研修・交流会について、ロシアによるウクライナ侵略を受けた日露関係等の情勢により四島交流等事業の実施の見通しが立たない状況が続き、開催の見送りを	評定 B <評定に至った理由> 以下の実績により、元島民等の援護について、ロシアによるウクライナ侵略を受けた日露関係等の情勢という予測し難い困難な外部要因により、結果として一部の業務（自由訪問への支援及び航空機による特別墓参）が実施できなかったが、協会による自主的な努力が行われ、具体的な業績改善の取組が実施されていることを考慮し、評定を B とする。

		細かく行う。	への支援を適切に行っているか。 - 自由訪問への支援について、各年度の計画に基づき、各回、適切に実施しているか。特に、日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応しているか。 - 航空機による特別墓参について、適切に実施しているか。特に、日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応しているか。	《署名収集総数》95,206,878名 - 千島連盟の広報紙「返せわれらが故郷一齒舞・色丹・国後・択捉一」の発行、千島連盟及び各支部による啓発活動や研修会等、北方四島での体験等を語り伝える「北方領土の語り部」事業を実施した。 ○後継者対策推進事業 - 後継者活動委員会を開催（5月25日、11月8日及び令和8年3月14日）するほか、中央アピール行進（12月1日）に後継者活動委員計3名を派遣した。 - 北方領土問題地域学習会を2回開催した（10月17日及び12月6日）。 - 後継者キャラバンを高知県（11月13日～17日）において実施した。 ○北方領土関連資料保存整備事業 - 元島民等が保有する資料及び写真等を収集・整理するとともに、広く関連資料や図書を収集し、保存・整備した。 ○戦後80年・北方領土フォーラム - 戦後80年の節目の年であることから、北方領土問題への関心を深めるため、船舶「えとぴりか」の船内において元島民と後継者の意見交換の場を設け、後継者の育成と運動への参加促進を図るとともに、一般の方も参加可能なセミナーを開催した（8月22日～24日）。 ○後継者派遣研修事業 - 後継者語り部の育成を図るため、実践の機会として、活動経験の浅い後継者（3世、4世）を船舶「えとぴりか」の一般公開へ派遣し、来場者への説明や講演を実施した。	余儀なくされたものの、洋上慰霊において、元島民等と後継者との交流会を実施するなど、元島民等の相互連帯強化の機会の提供に取り組んでいる。 自由訪問及び航空機による特別墓参について、日露関係等の情勢により、結果としてすべての事業の見送りを余儀なくされたものの、関係機関と連携して、洋上慰霊（全7回）を実施するなど、適時・適切な支援を実施している。 以上、所期の目標を達成していると認められることから、Bと評価する。 ＜課題と対応＞ 自由訪問及び航空機による特別墓参については、日露関係等の情勢により実施が見通せない状況ではあるものの、引き続き関係府省等と緊密に連携し、今後の日露関係等の情勢の変化に適切に対応する。	【元島民等が行う活動に対する支援】 元島民等が行う返還要求運動や後継者育成等の活動に対して支援を行った。 【北方地域元居住者研修・交流会】 ロシアによるウクライナ侵略を受けた日露関係等の情勢により、四島交流等事業の実施の見通しが立たない状況が続く中、四島交流等事業と併せて開催する北方地域元居住者研修・交流会についても結果として実施できなかったが、別途の事業として実施した洋上慰霊において、元島民等と後継者との交流会を実施するなど、元島民等の相互連帯強化の機会の提供に取り組んでおり、協会が自主的な努力を行い、具体的な業績改善の取組を実施していると認められる。 【自由訪問への支援及び航空機による特別墓参】 千島連盟を実施主体とした自由訪問に対して支援を行うとともに、航空機による特別墓参を実施している。 令和7年度も引き続き、ロシアによるウクライナ侵略を受けた日露関係等の情勢により、事業の実施の見通しが立たない状況が続く中、元島民の故郷を訪問したいとの思いに応えるため、別途の事業として、関係機関と連携して、船舶「えとぴりか」を使用した洋上慰霊（全7回）を実施した。洋上慰霊では、参加者の相互の交流をより深められるよう、各回において元島民等と後継者との交流会を開催するとともに、船内での宿泊を伴う日程を設けた。 また、洋上慰霊に先立ち実施された船舶「えとぴりか」の試
		② 元島民等が全国の北方領土返還要求運動に果たす役割の重要性について、より理解を深めると		北方地域元居住者研修・交流会 ロシアによるウクライナ侵略を受けた日露関係等の情勢により四島交流等事業の実施の見通しが立たない状況が続く中、四島交流等事業とあわせて開催する本会についても、結果と		

		ともに、元島民等の相互の連帯を一層強化するため、「北方地域元居住者研修・交流会」を開催する。		・ 見送りを余儀なくされた。 ・ なお、洋上慰霊（本項目別評定調書③参照）において、元島民等と後継者との交流会を開催した。		験運航において、北方四島交流等事業の再開に備えるとともに、洋上慰霊の実施に係る検証を行い、安全かつ安定的な運航に努めた。																
北方四島へのいわゆる自由訪問への支援について着実に実施する。特に、航空機による特別墓参など、その時々の日露関係の変化等に応じた内閣府等からの方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応する。	北方四島へのいわゆる自由訪問への支援について、日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針等に機動的かつ適切に対応することを前提として、各年度の計画に基づき、各回、適切に実施する。特に、航空機による特別墓参など、その時々の日露関係の変化等に応じた内閣府等からの方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応する。	③ 北方四島へのいわゆる自由訪問への支援等について、日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針等に機動的かつ適切に対応することを前提として、計画に基づき、各回、適切に実施する。なお、訪問する元島民等に対しては、事前研修を行う。		自由訪問への支援 - 千島連盟を実施主体とした自由訪問に対して支援を行っており、令和7年度は、千島連盟により全7回の訪問を計画したところ、ロシアによるウクライナ侵略を受けた日露関係等の情勢により、事業の実施の見通しが立たない状況が続いた。 - このような状況の中、元島民の故郷を訪問したいとの思いに応えるため、別途の事業として、関係機関（千島連盟及び北海道）との共催により、船舶「えとぴりか」を使用した洋上慰霊（全7回）を実施し、延べ 477 人が参加した。令和7年度は、参加者の相互の交流をより深められるよう、各回において元島民等と後継者との交流会を開催するとともに、船内での宿泊を伴う日程を2回（令和6年度は1回）設けた。 - 洋上慰霊の実施に先立ち、船舶「えとぴりか」の試験運航（項目別評定調書Ⅰ - （2） - ①参照）において、洋上慰霊の実施に係る検証等のため、想定する航路を実際に運航しながら慰霊ポイントまでの航路上にある漁具の設置状況、携帯電話等による陸上との通信可能範囲等を確認し、安全運航に必要な情報を把握することにより、安全かつ安定的な運航を確実なものとした。 ＜洋上慰霊の実施実績＞ <table><tr><td>回次</td><td>日程</td><td>コース</td><td>人数</td></tr><tr><td>第1回</td><td>7月20日</td><td>日帰り</td><td>72人</td></tr><tr><td>第2回</td><td>7月25日～26日</td><td>1泊2日</td><td>70人</td></tr><tr><td>第3回</td><td>7月30日^(※)</td><td>日帰り</td><td>40人</td></tr></table>	回次	日程	コース	人数	第1回	7月20日	日帰り	72人	第2回	7月25日～26日	1泊2日	70人	第3回	7月30日 ^(※)	日帰り	40人		＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ロシアによるウクライナ侵略を受けた日露関係等の情勢により、事業（自由訪問への支援及び航空機による特別墓参）を実施できていない状況にあるが、引き続き、日露関係等の情勢変化に適切に対応し、事業が再開可能な状況となった際には、速やかに実施できるよう、準備を整えることが必要である。 ＜その他事項＞ 特になし。
回次	日程	コース	人数																			
第1回	7月20日	日帰り	72人																			
第2回	7月25日～26日	1泊2日	70人																			
第3回	7月30日 ^(※)	日帰り	40人																			

				<table><tr><td>第 4 回</td><td>8 月 7 日</td><td>日 帰 り</td><td>82 人</td></tr><tr><td>第 5 回</td><td>8 月 12 日</td><td>日 帰 り</td><td>69 人</td></tr><tr><td>第 6 回</td><td>8 月 16 日～17 日</td><td>1 泊 2 日</td><td>68 人</td></tr><tr><td>第 7 回</td><td>8 月 21 日</td><td>日 帰 り</td><td>76 人</td></tr><tr><td colspan="3">(合計)</td><td>477 人</td></tr></table> (※) 7 月 30 日にカムチャツカ半島付近で発生した地震による津波警報の発表により、船舶「えとびりか」が沖合へ避難したため、慰霊式は翌 31 日に根室市内の千島会館において実施。 ・ 令和 7 年度の自由訪問は、日露関係等の情勢に目立った進展は見られず、結果として事業の見送りを余儀なくされた。 航空機による特別墓参の実施 ・ 自由訪問と同様に、ロシアによるウクライナ侵略を受けた日露関係等の情勢により、結果として事業の見送りを余儀なくされた。 事前研修会の実施 ・ 自由訪問及び航空機による特別墓参ともに見送りを余儀なくされたことから、事前研修を行う機会はなかった。	第 4 回	8 月 7 日	日 帰 り	82 人	第 5 回	8 月 12 日	日 帰 り	69 人	第 6 回	8 月 16 日～17 日	1 泊 2 日	68 人	第 7 回	8 月 21 日	日 帰 り	76 人	(合計)			477 人	
第 4 回	8 月 7 日	日 帰 り	82 人																						
第 5 回	8 月 12 日	日 帰 り	69 人																						
第 6 回	8 月 16 日～17 日	1 泊 2 日	68 人																						
第 7 回	8 月 21 日	日 帰 り	76 人																						
(合計)			477 人																						

注 5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報
・特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－（5）	北方地域旧漁業権者等への融資		
業務に関連する政策・施策	北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針（平成 31 年 1 月 25 日、内閣府・外務省・国土交通省告示第 1 号）第三	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人北方領土問題対策協会法第 11 条第 6 号 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第 5 条 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和 36 年法律第 162 号）
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID：000285

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度		R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
融資の相談等の件数	前中期目標 期間最終年 度相談件数 以上	472 件 (R4 年度)	505 件	522 件	514 件			予算額（千円）	175, 694	152, 813	177, 744		
								決算額（千円）	154, 054	141, 902	168, 757		
各年度における貸付 債権に占める金融再 生法開示債権比率	委託金融機 関の平均金 融再生法開 示債権比率 以下に抑制	3. 81%	1. 49% ※基準値 4. 04%	1. 41% ※基準値 3. 86%	1. 05% ※基準値 3. 81%			経常経費（千円）	148, 996	151, 699	155, 439		
								経常利益（千円）	0	0	248		
								行政コスト（千円）	148, 996	151, 699	155, 686		
								従業員人数	9 人	9 人	9 人		

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					< 主要な業務実績 > 相談件数の増加 ・協会からの積極的な情報発信、千島連盟等関係機関との連携、協会根室連絡所設置のパソコンによるオンライン相談等を実施したことにより、令和 7 年度の相談件数は 514 件（基準値：472 件）となり、目標を達成した。 ○融資事業の制度・内容等の周知	< 評価と根拠 > 評価：B 融資の相談等の件数については、借入資格者や資格承継対象者に対して、死後承継手続漏れ防止や融資メニュー等の見直しに係る内容の周知といった、目的や対象を重点化したダイレクトメールを発送したこと、それに対するフォローコールを実施したこと、通年でオンライン相談を受け付けたこと、休日を含めて対面	
	北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和 36 年法律第 162 号）に基づき、融資事業を適切に行う。その際、北方地域旧漁業権者等が置かれている特殊な地位等に鑑み、親身に	北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和 36 年法律第 162 号）に基づき、融資事業を適切に行う。その際、北方地域旧漁業権者等が置かれている特殊な地位等に鑑み、親身に	北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和 36 年法律第 162 号）に基づき、融資事業を以次のとおり行う。また、各種事業の実施に当たっては、根室連絡所に設置のオンライン	< 主な定量的指標 > ・融資の相談等の件数を前中期目標期間最終年度件数以上とする。 ・各年度における貸付債権に占める金融再生法開示債権比率を委託金融機関の金融		評価：B 以下の実績により、北方地域旧漁業権者等への融資について、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、評価を B とする。 【相談件数の増加】 年度計画に基づく取組が適切になされており、所期の目標を	評価 B

	なっ て き め 細 か な 相 談 や サ ー ビ ス を 行 う。	な っ て 融 資 に 係 る き め 細 か な 相 談 や サ ー ビ ス を 行 い、 個 別 の 融 資 対 象 者 の 事 業 の 経 営 と 生 活 の 安 定 に 向 け た 相 談 等 の 件 数 を 前 中 期 目 標 期 間 最 終 年 度 比 増 と な る よ う 努 め る。	面 談 シ ス テ ム 等 の 積 極 的 な 活 用 も 図 る。 ① 相 談 件 数 の 増 加 適 切 な 融 資 事 業 の 実 施 の た め 親 身 で 細 や か な 相 談 や サ ー ビ ス を 行 う こ と と し、 そ の 相 談 等 の 件 数 を 前 中 期 目 標 期 間 最 終 年 度 比 増 と す る。 な お、 相 談 対 応 に つ い て は、 貸 付 に 係 る 相 談 の ほ か、 承 継 や 返 済 に 関 す る 条 件 変 更 等 に 係 る 相 談 を 含 め、 融 資 事 業 の 目 的 に 沿 っ た 親 身 な 説 明 に 努 め る。 また、相談件数の増加を図るため、以下の施策を実施することとする。 ○ 融 資 対 象 者 や 承 継 手 続 が で き る 可 能 性 が 高 い 世 帯 へ の ダ イ レ ク ト メ ー ル や 協 会 ホ ー ム ペ ー ジ 等 の 各 種 媒 体 や 手 段 に よ り、 融 資 事 業 の 制 度 や 内 容 等 の 周 知 徹 底 に 努 め る。 ○ ダ イ レ ク ト メ ー ル 等 の 発 送 後、 一 定 の 条 件 に 基 づ き、 借 入 需 要 が 見 込 ま れ る 者 に 対 し、 フ ォ ロ ー コ ー ル	再 生 法 開 示 債 権 比 率 の 平 均 値 以 下 に 抑 制 す る。 ＜その他の指標＞ ・ 融 資 対 象 者 や 承 継 手 続 が で き る 可 能 性 が 高 い 世 帯 へ、 ダ イ レ ク ト メ ー ル や 協 会 ホ ー ム ペ ー ジ 等 の 各 種 媒 体 や 手 段 で 融 資 事 業 の 制 度 や 内 容 等 を 周 知 し て い る か。 ・ ダ イ レ ク ト メ ー ル 等 の 発 送 後、 借 入 需 要 が 見 込 ま れ る 者 に 対 し、 フ ォ ロ ー コ ー ル を 実 施 し て い る か。 ・ 融 資 相 談 会 は 休 日 を 含 め た 開 催 を 2 回 行 っ て い る か。 ・ 社 会 情 勢 や 利 用 者 ニ ー ズ を 適 切 に 踏 ま え、 必 要 に 応 じ、 融 資 メ ニ ュ ー の 見 直 し を 実 施 し て い る か。 ＜評価の視点＞ ・ 融 資 対 象 者 に よ る 適 切 な 融 資 制 度 利 用 が 図 ら れ て い る か。 ・ 借 入 者 の 返 済 能 力 等 を 勘 案 し つ つ 審 査 を 行 っ て い る か。 ・ 債 権 管 理 を 適 切 に 行 っ て い る か。	・ 融 資 制 度 及 び 借 入 資 格 承 継 制 度 等 の 内 容 周 知 及 び 利 用 促 進 等 を 図 る た め、 借 入 資 格 者 や 資 格 承 継 対 象 者 に 対 し て ダ イ レ ク ト メ ー ル を 発 送 し た （ 8 回、 計 17,031 件）。 ▶ 平 成 31 年 4 月 以 降 に 死 亡 さ れ た 方 の 死 後 承 継 手 続 に つ い て は 期 限 が あ る た め、 手 続 漏 れ を 防 止 す る た め ダ イ レ ク ト メ ー ル を 発 送 し フ ォ ロ ー コ ー ル を 実 施 し た。 ▶ 令 和 7 年 度 の 融 資 メ ニ ュ ー の 見 直 し （ 本 項 目 別 評 定 調 書 ③ 参 照 ） に 伴 い、 内 容 を 周 知 す る ダ イ レ ク ト メ ー ル を 発 送 し フ ォ ロ ー コ ー ル を 実 施 し た。 ・ 千 島 連 盟 の 郵 送 物 に 協 会 の 融 資 制 度 及 び 借 入 資 格 承 継 等 に 関 す る 案 内 を 同 封 し、 周 知 推 進 を 図 っ た。 ・ 協 会 ホ ー ム ペ ー ジ で の 案 内 掲 載 や ダ イ レ ク ト メ ー ル 等 に よ り、 オ ン ラ イ ン で の 相 談 が 随 時 利 用 可 能 で あ る こ と を 周 知 し た。 ○ 融 資 相 談 会 ・ 融 資 相 談 会 を 北 海 道 根 室 市 に お い て 2 回 開 催 し （ 令 和 7 年 9 月 及 び 令 和 8 年 1 月 の 計 4 日 間、 い ず れ も 休 日 を 含 む。）、 相 談 を 受 け 付 け た。 ○ 千 島 連 盟 支 部 総 会 に お け る 融 資 説 明 会 ・ 千 島 連 盟 の 各 支 部 総 会 に お い て 融 資 説 明 会 を 11 回 実 施 し た。	で の 融 資 相 談 会 を 2 回 （ 計 4 日 間 ） 実 施 し た こ と 等 に よ り、 令 和 7 年 度 は 基 準 値 で あ る 472 件 を 上 回 る 514 件 の 相 談 を 受 け 付 け た。 関 係 機 関 実 務 担 当 者 会 議 等 を 通 じ て、 北 方 領 土 隣 接 地 域 の 漁 業 協 同 組 合 及 び 関 係 金 融 機 関 等 と の 連 携 の 促 進 を 図 っ た。 さ ら に、 令 和 7 年 12 月 に 発 生 し た 青 森 県 東 方 沖 を 震 源 と す る 地 震 に よ り 被 災 し た 借 入 資 格 者 の た め の 「 電 話 相 談 窓 口 」 を 設 置 し、 ホ ー ム ペ ー ジ で 周 知 し た。 千 島 連 盟 支 部 長 ・ 啓 発 推 進 員 融 資 業 務 研 修 会 等 を 通 じ て、 融 資 制 度 利 用 者 の ニ ー ズ の 把 握 に 努 め た ほ か、 よ り 使 い や す い 融 資 メ ニ ュ ー と す る 観 点 か ら、 社 会 情 勢 や 利 用 者 ニ ー ズ を 適 切 に 踏 ま え、 融 資 メ ニ ュ ー の 必 要 な 見 直 し を 行 っ た。 そ の 結 果、 融 資 の 決 定 件 数 及 び 決 定 金 額 が 昨 年 度 に 比 べ 増 加 し た。 的 確 な 審 査、 定 期 的 な 督 促 励 行、 関 係 機 関 と の 情 報 連 携 等、 適 切 な 管 理 を 行 っ た 結 果、 貸 付 債 権 に 占 め る 金 融 再 生 法 開 示 債 権 比 率 に つ い て は、 令 和 7 年 度 は 1.05% と、 基 準 値 で あ る 3.81% 以 下 に 抑 制 さ れ た。 以 上 に よ り、 所 期 の 目 標 を 達 成 し て い る と 認 め ら れ る こ と か ら、 B と 評 価 す る。 ＜課題と対応＞ 元 島 民 及 び 旧 漁 業 権 者 の 置 か れ て い る 特 殊 な 地 位 等 に 鑑 み、 引 き 続 き、 親 身 で 細 や か な 相 談 や サ ー ビ ス を 行 う と と も に、 財 務 内 容 の 健 全 性 維 持 の た め、 債 権 管 理 を 適 切 に 行 い、 貸 付 債 権 に 占 め る 金 融 再 生 法 開 示 債 権 の 比 率 を 抑 制 す る。	達 成 し て い る と 認 め ら れ る。 定 量 的 指 標 で あ る 融 資 の 相 談 等 の 件 数 は 514 件 で あ り、 目 標 値 で あ る 前 中 期 目 標 期 間 最 終 年 度 比 増 （ 令 和 4 年 度 ： 472 件 ） を 達 成 し た。 【関係金融機関との連携強化】 年 度 計 画 に 基 づ く 取 組 が 適 切 に な さ れ て お り、 所 期 の 目 標 を 達 成 し て い る と 認 め ら れ る。 関 係 機 関 実 務 担 当 者 会 議 や 北 方 領 土 隣 接 地 域 の 漁 業 協 同 組 合 へ の 訪 問 を 通 じ て、 融 資 制 度 の 周 知 や 地 域 経 済 の 動 向 な ど の 情 報 交 換 を 実 施 し 連 携 強 化 を 図 っ て い る。 特 に、 令 和 7 年 12 月 に 発 生 し た 青 森 県 東 方 沖 を 震 源 と す る 地 震 に つ い て、 地 元 金 融 機 関 か ら 情 報 収 集 の 上、 被 災 し た 借 入 資 格 者 の た め の 電 話 相 談 窓 口 を 設 置 し ホ ー ム ペ ー ジ で 周 知 す る な ど、 社 会 情 勢 に 合 わ せ た 柔 軟 な 対 応 を 行 っ て お り、 融 資 対 象 者 に 寄 り 添 っ た 親 身 で き め 細 か な サ ー ビ ス を 提 供 し て い る と 評 価 で き る。 【利用者ニーズの把握等】 年 度 計 画 に 基 づ く 取 組 が 適 切 に な さ れ て お り、 所 期 の 目 標 を 達 成 し て い る と 認 め ら れ る。 借 入 資 格 者 か ら の 意 見 ・ 要 望 等 の 収 集 や、 北 方 領 土 隣 接 地 域 の 漁 業 協 同 組 合 に 行 っ た 融 資 制 度 等 の ヒ ア リ ン グ を 通 じ て、 漁 業 資 金 の 貸 付 限 度 額 引 き 上 げ や、 車 両 資 金 の 新 設 等 融 資 メ ニ ュ ー の 見 直 し を 随 時 行 っ て お り、 利 用 者 ニ ー ズ に 対 応 し て い る と 評 価 で き る。 【融資事業の適切な維持・継続】 融 資 利 用 者 に 対 す る 親 身 な 相 談 及 び 的 確 な 審 査 に 努 め、 回 収 面 で は 定 期 的 な 督 促 励 行 や 関 係
--	-------------------------------------	---	---	--	--	--	---

		を実施し内容等の理解や制度利用の一層の促進を図る。 ○ 融資相談会は相談者の利便性を考慮し休日を含めた開催を2回行う。 ○ 元島民等により構成される（公社）千島歯舞諸島居住者連盟（以下「千島連盟」という。）の支部総会における融資説明会や融資相談会を各支部の意向を踏まえて開催する。				金融機関との情報連携を図った結果、定量的指標である貸付債権に占める金融再生法開示債権比率は 1.05％であり、目標値である委託金融機関の平均金融再生法開示債権比率（3.81％）以下に抑制しており、所期の目標を達成していると認められる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き、親身で細やかな相談やサービスを行うとともに、各方面への情報収集や関係機関との連携を通じて利用者ニーズを把握し、現在の融資メニュー全般に関する分析結果、借入資格者からの要望、公的機関等の統計データ及び社会情勢を勘案し、融資メニューの見直しを不断に検討することが必要である。 ＜その他事項＞ 特になし。							
また、関係金融機関との連携を強化し、制度利用の活性化・円滑化を進める。	関係金融機関との連携を強化し、制度利用の活性化・円滑化を進める。	② 関係金融機関との連携強化 融資制度利用の活性化・円滑化を図るため、以下の会議を開催する。 ○ 関係機関（転貸組合、委託金融機関等）実務担当者会議（4月予定） また、地域経済の変化、感染症、自然災害等、融資事業への影響が懸念される事態が生じた際には、速やかに関係金融機関へ状況の聞き取り	関係金融機関との連携強化 ○制度利用の活性化・円滑化 ・令和7年6月12日に「関係機関実務担当者会議」及び「漁業協同組合担当者会議」を開催し（於：北海道札幌市）、融資制度の内容等に関する意見交換を行い、融資制度利用の一層の円滑化・促進を図った。 ＜関係機関実務担当者会議＞ <table><tr><td>出席者</td><td>転貸組合、委託金融機関、関係市町村（根室市等）、内閣府、水産庁、北海道等 23人</td></tr><tr><td>事 項</td><td>・融資制度について ・融資制度の一部改正について ・借入資格の承継制度について</td></tr></table> ＜漁業協同組合担当者会議＞ <table><tr><td>出席者</td><td>漁業協同組合（転貸組合）9人</td></tr><tr><td>事 項</td><td>・融資制度について</td></tr></table>	出席者	転貸組合、委託金融機関、関係市町村（根室市等）、内閣府、水産庁、北海道等 23人	事 項	・融資制度について ・融資制度の一部改正について ・借入資格の承継制度について	出席者	漁業協同組合（転貸組合）9人	事 項	・融資制度について		
出席者	転貸組合、委託金融機関、関係市町村（根室市等）、内閣府、水産庁、北海道等 23人												
事 項	・融資制度について ・融資制度の一部改正について ・借入資格の承継制度について												
出席者	漁業協同組合（転貸組合）9人												
事 項	・融資制度について												

		を行う等、更なる連携強化を行う。		<table><tr><td></td><td> ・融資制度の一部改正について ・借入資格の承継制度について ・融資制度に関するアンケート（令和6年度実施）の結果について </td></tr></table> ○更なる連携強化策 ・北方領土隣接地域の漁業協同組合を訪問（令和7年9月：8漁協、令和8年1月：7漁協）し、令和7年6月12日に実施した「漁業協同組合担当者会議」にて出された融資制度及び承継制度に関する意見や要望に対する取組状況を説明した。また、地域の漁業の状況や動向について情報収集を行った。 ・関係金融機関と金融情勢や地域経済の動向等について情報交換を行った。 ・令和7年12月に発生した青森県東方沖を震源とする地震について、地元金融機関から情報収集の上、被災した借入資格者のための「電話相談窓口」を、同年12月11日に設置し、ホームページで周知した。		・融資制度の一部改正について ・借入資格の承継制度について ・融資制度に関するアンケート（令和6年度実施）の結果について										
	・融資制度の一部改正について ・借入資格の承継制度について ・融資制度に関するアンケート（令和6年度実施）の結果について															
融資メニューについては、社会情勢や利用者ニーズを適切に踏まえ、必要に応じ、見直しを行う。見直しに当たっては、現在の融資メニュー全般にわたり、その実際の利用者の年齢、居住地域、収入状況、利用目的、借入額等を資金種類別にデータ化して分析を行うとともに、各種説明会等での資格者からの要望等や公的機関等の統計データを勘案し、不	融資メニューについては、社会情勢や利用者ニーズを適切に踏まえ、必要に応じ、見直しを行う。見直しに当たっては、現在の融資メニュー全般にわたり、その実際の利用者の年齢、居住地域、収入状況、利用目的、借入額等を資金種類別にデータ化して分析を行うとともに、各種説明会等での資格者からの要望等や公的機関等の統計データを勘案し、不	③ 利用者ニーズの把握等 ①及び②で実施する各種説明会、相談会及び会議並びに関係金融機関への意見聴取を通して利用者ニーズの収集を行い、現在の融資メニュー全般に関する分析結果、資格者からの要望、公的機関等の統計データ及び社会情勢等を勘案し、融資メニューの必要な見直しの検討を行う。 見直しの結果、メニューの改定を	<table><tr><td colspan="2">利用者ニーズの把握等</td></tr><tr><td colspan="2">○利用者ニーズの収集</td></tr><tr><td colspan="2"> ・5月27日に北海道札幌市で「千島連盟支部長・啓発推進員融資業務研修会」を開催し、意見・要望等の収集を行った。 < 千島連盟支部長・啓発推進員融資業務研修会></td></tr><tr><td>参加者</td><td>千島連盟各支部長、啓発推進員等</td></tr><tr><td>会議内容</td><td> ・令和6年度貸付業務経過報告、令和7年度貸付計画 ・貸付利率の一部変更について ・借入資格の承継制度について </td></tr><tr><td colspan="2"> ・電話による相談等受付時には、利用者ニーズの把握に努めた。 </td></tr></table>	利用者ニーズの把握等		○利用者ニーズの収集		・5月27日に北海道札幌市で「千島連盟支部長・啓発推進員融資業務研修会」を開催し、意見・要望等の収集を行った。 < 千島連盟支部長・啓発推進員融資業務研修会>		参加者	千島連盟各支部長、啓発推進員等	会議内容	・令和6年度貸付業務経過報告、令和7年度貸付計画 ・貸付利率の一部変更について ・借入資格の承継制度について	・電話による相談等受付時には、利用者ニーズの把握に努めた。		
利用者ニーズの把握等																
○利用者ニーズの収集																
・5月27日に北海道札幌市で「千島連盟支部長・啓発推進員融資業務研修会」を開催し、意見・要望等の収集を行った。 < 千島連盟支部長・啓発推進員融資業務研修会>																
参加者	千島連盟各支部長、啓発推進員等															
会議内容	・令和6年度貸付業務経過報告、令和7年度貸付計画 ・貸付利率の一部変更について ・借入資格の承継制度について															
・電話による相談等受付時には、利用者ニーズの把握に努めた。																

	断に検討を行い、関係機関とも協議の上、できる限り早期に改定の具体的な内容等を決定する。	断に検討を行い、関係機関とも協議の上、できる限り早期に改定の具体的な内容等を決定するよう努める。	行う際には、関係機関とも協議の上、出来る限り早期に具体的な内容等を決定するように努める。 (ア) 千島連盟の道内及び富山県での支部総会への出席並びに千島連盟支部長・啓発推進員北対協融資業務研修会（５月予定）の実施により、参加者からニーズを収集する。 (イ) 関係機関実務担当者会議における情報交換及び融資事業の制度や内容等の出張説明会により、委託金融機関や転貸組合に寄せられる融資対象者からのニーズを収集する。 (ウ) 社会情勢の把握の一環として、協会融資の金利や貸付条件等の指標及び参考となる貸付制度の改定動向に関する情報収集を定期的に行うとともに、地域経済の変化、感染症、自然災害等、融資事業への影響が懸念される事態が生じた際には、速やかに関連情報の収集を行い、融資メニューの必	・令和７年度において聴取した主な意見・要望等は、以下のとおり。 ▶ 借入資格承継に係る要件の緩和 ▶ 借入制度及び資格承継の周知徹底 ・北方領土隣接地域の漁業協同組合に対し、令和６年度に融資制度や資格承継制度に関するアンケートを実施した。その結果を踏まえ、詳細なヒアリングを行うとともに、取組状況の説明や意見交換を目的とした訪問を実施し、ニーズの把握に努めた。 ○融資メニューの見直し ・協会に寄せられる借入資格者からの要望を踏まえ、より使いやすい融資メニューとなるよう検討を行った。 ・検討の結果、以下の融資メニュー等の見直しを行った。 < ４月１日付見直し > ▶住宅資金のうち貸付金額が 500 万円以下かつ協会が直接貸付を行うものについて保証人を不要とする貸付の取扱いを開始 ▶修学資金における修学者の人数制限の廃止 < ８月１日付見直し > ▶漁業資金のうち資金使途が「船舶の建造、取得及び改造」であるものの貸付限度額を引き上げ ▶漁業資金の経営資金のうち「秋さけ定置網漁業を営む者」について貸付限度額を引き上げ ▶修学資金における貸付金限度額の引き上げ及び入学準備段階における資金ニーズへの対応 ▶車両資金の新設 < 10 月 15 日付見直し > ▶融資資格承継における年収の判定基準の見直し ▶事業承継特例における借入要件の廃止 ・引き続き、利用者ニーズの収集を行い、現在の融資メニュー全般に関する分析結果、公的機関等の統計データ及び社会情勢等を勘案し、融資メニューの必要な見直しの検討を行う。		
--	---	--	--	---	--	--

			要な見直しの参考とする。				
		融資事業継続の基礎となる貸付業務勘定の財務内容健全性維持のため、債権管理を適切に行い、各年度において、貸付債権に占める金融再生法開示債権の比率を協会と取引のある委託金融機関の平均金融再生法開示債権比率以下に抑制する。	④ 融資事業の適切な維持・継続 融資事業継続の基礎となる貸付業務勘定の財務内容健全性維持のため、債権管理を適切に行い、貸付債権に占める金融再生法開示債権の比率を協会と取引のある委託金融機関の前年度平均金融再生法開示債権比率以下に抑制する。		<u>融資事業の適切な維持・継続</u> ・基準値となる委託金融機関 10 機関 ^(※) の令和 7 年度の金融再生法開示債権比率の平均値が 3.81%であるところ、協会の令和 7 年度の同比率は 1.05%であり、基準値以下に抑制した。 (※) 北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行、三井住友信託銀行、東日本信用漁業協同組合連合会、大地みらい信用金庫、釧路信用金庫、旭川信用金庫、留萌信用金庫、にいかわ信用金庫 ・融資利用者に対する親身な相談及び的確な審査に努め、回収面では定期的な督促励行や関係機関との情報連携を図った。 ・借入資格者の高齢化が進む中、融資事業の根拠法令の趣旨も考慮しながら、債権保全に留意しつつ、極力資格者の要望に沿った貸付を行えるよう審査を行った。		
			⑤ 法人資金の停止 引き続き法人資金の貸付を停止する。		<u>法人資金の停止</u> ・法人資金については、平成 20 年度以降、取扱いを停止している。		

注 5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報
・特になし。

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費の削減率	本中期目標期間最終年度における当該経費の総額を、前中期目標期間最終年度に対して、7％削減する	令和4年度予算額 7,115 千円 （人件費、公租公課、事務所賃借料及び一時経費を除く。）	6,757 千円 (5.0％減)	6,722 千円 (5.5％減)	6,687 千円 (6.0％減)			
業務経費の削減率	毎年度、前年度比－1％	一般業務勘定 前年度予算額 削減対象額 削減額	1,141,933 千円 718,318 千円 7,184 千円 1％減	1,100,551 千円 710,803 千円 7,109 千円 1％減	1,121,918 千円 742,826 千円 7,429 千円 1％減			

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
4. 業務運営の効率化に関する事項 （1）業務の見直し 本中期目標期間初年度において、理事長がリーダーシップを発揮するため、職員に対して法人のビジョンを明確に発信し、国民世論の啓発を中心に、事業の有効性や費用対効果の検証を行う。検証結果に基づき、既存事業の廃止や	2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 （1）業務の見直し 本中期目標期間初年度において、理事長がリーダーシップを発揮するため、職員に対して法人のビジョンを明確に発信し、国民世論の啓発を中心に、本中期目標の指標等において行うこととされている業務も含めた事業の有効性や	2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 （1）業務の見直し 国民世論の啓発を中心に、本中期目標の指標等において行うこととされている業務も含めた事業の有効性や費用対効果についての検証を行う。検証結果に基づき、既存事業の廃止、新規事業の創設、人員配置の見直し、職員の関	<主な定量的指標> 【業務運営の効率化に伴う経費節減等】 ・運営費交付金を充当する業務について、業務の効率化を進めることなどにより、一般管理費（人件費、公租公課、事務所賃借料及び一時経費を除く。）は、本中期目標期間最終年度における当該経費の総額を、前中期目標期間最終年度に対して、7％削減する。 ・業務経費（特殊要因	<主要な業務実績> ・理事長等の役員が事務・事業の状況をモニタリングし、法人の組織運営方針等を職員に伝えるとともに、役職員間の情報共有を図るため、原則毎週、東京と札幌の各事務所をオンラインでつなぎ、定例の連絡会議を実施しているところ、理事長より法人の重点事項等についての意見が随時、職員へ周知された。 ・事業の改善・効率化を図るためにアンケート等を通じて事業の有効性等を把握し、PDCA サイクルの実効性を確保するよう努めた。 ・効果的な事業実施のため、委託事業については、実施内容やその効果検証に主体的に関与したほか、助成事業については、所期の目的が達成された事業となっているか	<評定と根拠> 評定：B 業務の見直しについて、理事長のトップマネジメントの下、法人の重点事項等が周知されているほか、事業の改善・効率化を図るためにアンケート等を通じて事業の有効性等を把握し、PDCA サイクルの実効性を確保するよう努めている。 業務運営の効率化について、一般管理費は中期目標に基づき、前中期目標期間最終年度の総額から7％の削減に向け、計画どおりに削減を行った。また、業務経費については目標を達成している。 給与水準の適正化について、国家公務員との比較指数を検証するとともに、いずれのラスパイレス指数においても国家公務員の水準以下に抑制している。	評定 B <評定に至った理由> 以下の実績により、業務運営の効率化に関する事項について、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、評定をBとする。 【業務の見直し】 理事長等の役員が事務・事業の状況をモニタリングするほか、事業の改善・効率化を図るためにアンケート等を通じて事業の有効性等を把握し、PDCA サイクルの実効性を確保するよう努めている。 【業務運営の効率化に伴う経費節減等】 定量的指標である一般管理費	

新規事業の創設、人員配置の見直し、職員の関与の合理化を含む改善・効率化を徹底的に行う。なお、本中期目標が設定している指標等において行うこととしている業務も含めて見直しを行うこととし、見直しの結果に基づき、必要に応じ、指標の修正等を行う。 また、各事業のPDCA サイクルを毎年度実効的に機能させていく。 効果的な事業の実施のため、委託事業については、実施内容やその効果検証に主体的に関与するとともに、助成事業については、所期の目的が達成されているか等の観点から事後的な確認を着実にを行う。	費用対効果についての検証を行う。検証結果に基づき、既存事業の廃止や新規事業の創設、人員配置の見直し、職員の関与の合理化を含む改善・効率化を徹底的に図るとともに、各事業のPDCA サイクルを毎年度実効的に機能させるよう努める。業務の見直しを踏まえ、必要に応じ、各年度計画等において適切に業務の具体化を図る。 委託事業については、実施内容やその効果検証に主体的に関与するとともに、助成事業については、所期の目的が達成されているか等の観点からの事後的な確認を着実にを行う。	与の合理化を含む改善・効率化を徹底的に図るとともに、各事業のPDCA サイクルを実効的に機能させるよう努める。 委託事業については、実施内容やその効果検証に主体的に関与するとともに、助成事業については、所期の目的が達成されているか等の観点からの事後的な確認を着実にを行う。	に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する傭船・運航に係る経費を除く。）について、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図る。 ＜その他の指標＞ ・特になし。 ＜評価の視点＞ 【業務の見直し】 ・事業の有効性や費用対効果の検証を行い、その結果に基づき、事業の改善・効率化を行っているか。 【給与水準の適正化】 ・役員の報酬、職員の給与の在り方について検証した上で適正化に計画的に取り組んでいるか。また、検証結果及び取組状況を公表したか。 【調達の合理化等】 ・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき策定した「調達等合理化計画」を着実に実施しているか。特に、一者応札・一者応募について改善を行っているか。	事後的な確認を実施した。	調達の合理化等について、令和7年度の契約件数全19件のうち競争性のある契約は16件、競争性のない契約は3件であり、また一者応札、一者応募に該当する契約は0件であった。公告期間の長期確保等による一者応札、一者応募への対応や契約監視委員会による個々の契約案件の点検、内部決裁や監事監査による十分な審査の実施など、引き続き競争性及び透明性の確保に努めている。 以上、所期の目標を達成していると認められることから、Bと評価する。 ＜課題と対応＞ 引き続き、業務運営の効率化、調達の合理化について適切に取り組む。	（人件費、公租公課、事務所賃借料及び一時経費を除く。）の削減率は6.0%であり、本中期目標期間中に前中期目標期間最終年度に対して7%削減するという所期の目標の達成に向けて、着実に削減が行われていると認められる。 また、業務経費の削減率は1%であり、前年度比1%の経費の効率化という所期の目標を達成していると認められる。 【給与水準の適正化】 政府の方針に準じた役職員の給与規程の改正を行うとともに、国家公務員との比較指数の検証を含め、役職員の給与水準について検証し結果を公表するなど、適正化に取り組んでいる。 【調達の合理化等】 所要の事項を定めた「調達等合理化計画」を策定・公表し、同計画に基づき取組を実施している。 一者応札・一者応募については、公告期間の長期確保や仕様書の改善などを図ったところ、該当する契約はなかった。引き続き一者応札、一者応募とならないよう取組を行い、真に競争性が確保されるよう努める。 国民世論の啓発事業の一環として、SNSによる効果的な情報発信業務を調達するに当たり、SNSの投稿件数の目標を仕様書において設定し、受託先にこれを達成するよう求めた。
（2）業務運営の効率化に伴う経費節減等 運営費交付金を充当する業務について、業務の効率化を進めることなどにより、一般管理費（人件費、公租公課、事務所賃借料及び一時経費を除く。）は、本中期目標期間最終年度における当該経費の総額を、前中期目標期間最終年	（2）業務運営の効率化に伴う経費節減等 運営費交付金を充当する業務について、業務の効率化を進めることなどにより、一般管理費（人件費、公租公課、事務所賃借料及び一時経費を除く。）は、本中期目標期間最終年度における当該経費の総額を、前中期目標期間最終年	（2）業務運営の効率化に伴う経費節減等 運営費交付金を充当する業務について、中期計画を踏まえ、一般管理費（人件費、公租公課、事務所賃借料及び一時経費を除く。）の削減を図るため、業務の効率化とより一層の事務経費の節約を励行する。 また、業務経費	（2）業務運営の効率化に伴う経費節減等 運営費交付金を充当する業務について、中期計画を踏まえ、一般管理費（人件費、公租公課、事務所賃借料及び一時経費を除く。）の削減を図るため、業務の効率化とより一層の事務経費の節約を励行する。 また、業務経費	一般管理費 ・一般管理費（人件費、公租公課、事務所賃借料及び一時経費を除く。）について、中期目標における当該経費の総額を、前中期目標期間最終年度に対して、7%削減することが目標とされている。令和7年度予算額はこの中期目標に基づき、前年度に対して35千円の効率化を図り、削減目標7%の達成に向け、計画どおりに削減を行った。 業務経費 ・一般業務勘定における業務経費	（2）業務運営の効率化に伴う経費節減等 運営費交付金を充当する業務について、業務の効率化を進めることなどにより、一般管理費（人件費、公租公課、事務所賃借料及び一時経費を除く。）は、本中期目標期間最終年度における当該経費の総額を、前中期目標期間最終年	（2）業務運営の効率化に伴う経費節減等 運営費交付金を充当する業務について、業務の効率化を進めることなどにより、一般管理費（人件費、公租公課、事務所賃借料及び一時経費を除く。）は、本中期目標期間最終年度における当該経費の総額を、前中期目標期間最終年

	度に対して、７％削減する。また、業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する備船・運航に係る経費を除く。）については、毎年度、前年度比１％の経費の効率化を図る。	度に対して、７％削減する。また、業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する備船・運航に係る経費を除く。）については、毎年度、前年度比１％の経費の効率化を図る。	（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する備船・運航に係る経費を除く。）については、各種支援事業等における節約を引き続き推進し、前年度比１％の経費の効率化を図る。		（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する備船・運航に係る経費を除く。）について、中期目標において、毎年度、前年度比１％の経費の効率化を図ることが目標とされている。この目標を踏まえ、令和７年度予算について、新規事業等の効果的な業務の実施につながることを十分に考慮した上で業務経費の効率化を図り、一般業務勘定令和６年度予算額（742,826 千円、特殊要因に基づく経費等を除く。）から 7,429 千円を削減し、１％効率化した。		＜その他事項＞ 特になし。
	（３）給与水準の適正化 役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与の在り方について検証した上で適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 また、職員の勤務成績を給与等に反映することにより、職員の士気を向上させ、より効率的な業務運営を図る。	（３）給与水準の適正化 役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与の在り方について検証した上で適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 また、職員の勤務成績を給与等に反映することにより、職員の士気を向上させ、より効率的な業務運営を図る。	（３）給与水準の適正化 役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与の在り方について検証した上で適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 また、職員の勤務成績を給与等に反映することにより、職員の士気を向上させ、より効率的な業務運営を図る。		・役職員の給与に関しては、政府の方針（人事院勧告等）に準じて給与規程の改正を適宜行っている。 ・令和７年度の職員給与水準と、国家公務員給与水準の比較検証を行ったところ、ラスパイレス指数（年齢勘案）では、国家公務員を 100 とした場合 95.9 であり、国家公務員の給与より低い水準となった。 ・職員在勤地が東京都台東区及び北海道札幌市にあることから、特別区及び札幌市に在勤する国家公務員と比較した地域勘案のラスパイレス指数では 89.3、学歴を勘案したラスパイレス指数では 94.0、地域及び学歴を勘案したラスパイレス指数では 88.4 であり、いずれも国家公務員より低い水準となった。 ・役職員の給与水準に係る検証結果及び適正化への取組状況を協会ホームページで公表した。		
	（４）調達の合理化等 公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から「独立行政法人における	（４）調達の合理化等 公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から「独立行政法人における	（４）調達の合理化等 公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から「独立行政法人における		・契約については、原則として一般競争入札によるものとし、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、協会の「令和７年度調達等合理化計画」を策定し、協会ホームページで公表している。		

調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき策定した「調達等合理化計画」を着実に実施する。契約は原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によることとし、一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。 一者応札の縮減のため、十分な公告期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しなどを図る。また、国民世論の啓発等の事業の実施に係る調達に当たって、受託先に対しても事業の目標設定を求める。	調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき策定した「調達等合理化計画」を着実に実施する。契約は原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によることとし、一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。 一者応札の縮減のため、十分な公告期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しなどを図る。また、国民世論の啓発等の事業の実施に係る調達に当たって、受託先に対しても事業の目標設定を求める。	調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき策定した「調達等合理化計画」を着実に実施する。契約は原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によることとし、一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。 一者応札の縮減のため、十分な公告期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しなどを図る。また、国民世論の啓発等の事業の実施に係る調達に当たって、受託先に対しても事業の目標設定を求める。		・令和 7 年度の契約件数は 19 件、契約金額は 329,396 千円（単価契約を含む。）であった。このうち、競争性のある契約は 16 件（84.2%）・173,428 千円（52.7%）、競争性のない契約は 3 件（15.8%）・155,968 千円（47.3%）であった。 ・競争性のない契約は、「令和 7 年度四島交流等事業に使用する船舶に係る傭船及び運航委託業務」、「令和 7 年度四島交流等事業使用船舶「えとぴりか」の試験運航等に係る運航委託業務」及び「令和 7 年度における独立行政法人通則法第 39 条による財務諸表等の監査契約」の 3 件であり、随意契約を行った。 ・一者応札、一者応募は、公告期間の長期確保や仕様書の改善などを図った結果として、該当する契約はなかった。今後も、一者応札、一者応募とならないよう取組を行い、真に競争性が確保されるよう努める。 ・重点的に取り組む分野として、啓発施設等に関する調達について、遠隔地での調達であることなどを踏まえ、地元関係機関等の理解と協力を得て、公告、説明会及び開札場所等の検討を行い、コストの節減及び参入に努め、「北方館エアコン設置工事」及び「北方領土関連事業関係者待機所等設置工事外」を北海道根室市に、「別海北方展望塔エアコン設置工事」を別海町に、「羅臼国後展望塔エアコン設置工事」を羅臼町に事務委任し、実施した。あわせて、令和 6 年度から開始した入札説明書（仕様書を含む）の電子交付を引き続き行い、応札者や応募者を増やすための取組を行った。引き続き、企画期間、見積期間を十分確保するなど、「一者応札、一者応募にかかる改善方策」を徹底し、真に競争性が確保されるよう努める。 ・調達に関するガバナンスを徹底するため、政府等から発せられた独		
--	--	--	--	---	--	--

					立行政法人に対する随意契約等に関する通達及び調達等合理化計画、契約監視委員会の点検・見直し結果を踏まえ、競争性のある調達手続の実施に努めた。 ・不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について及び総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に引き続き取り組んだ。 ・契約事務の審査機関として、随意契約審査委員会、総合評価審査委員会、外部有識者等で構成される契約監視委員会などの審査組織を活用するなど、契約事務の適正化に務め、契約監視委員会では、調達等合理化計画の策定及び当該年度の個々の契約案件の点検等を行った。 ・協会にて契約及び支払を行う際には、各事業担当と会計担当が事務処理について相互にチェックを行い、会計事務を適正に執行する審査体制をとり、内部決裁による十分な審査を行った。 ・監事監査では、入札や契約行為が規程に従い適正に実施されているかどうか、契約書等の関係資料のチェックや会計執行者等への聞き取りなどを行った。また、会計監査人からは財務諸表監査の枠内において監査を受けている。 ・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、「各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。」とされていることを受け、共同調達の可能性について検討を行ったところ、令和 7 年度においては、協会内における	
--	--	--	--	--	---	--

					調達案件の件数が少なく、それぞれの案件の規模も少額であるため、共同調達の実施には至っていない。一方で、協会の「令和7年度調達等合理化計画」に基づき、コストの削減や参入機会の拡大を進めるとともに、入札説明書の電子交付による業務の効率化を進め、調達業務全体の最適化に取り組んでいる。今後も引き続き、調達業務の効率化・最適化に取り組んでいく。 ・国民世論の啓発事業の実施に関して、SNS の効果的な情報発信業務を調達するに当たり、SNS の投稿件数の目標を仕様書において詳細に設定し、受託先にこれを達成するよう求めた。		
--	--	--	--	--	---	--	--

注3）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4．その他参考情報
・特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
短期借入金限度額 （一般業務勘定）	年間 5 千万円以内	－	－	－	－			
短期借入金限度額 （貸付業務勘定）	年間 14 億円以内	－	借入額 9,000 万円	借入額 8,000 万円	借入額 8,000 万円			
長期借入金の借入先 金融機関への担保に 供する基金資産額	基金資産 10 億円を担保に供する	10 億円	10 億円	10 億円	10 億円			

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	5. 財務内容の改善に関する事項 独立行政法人会計基準等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされていることを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。	2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 （5）財務内容の改善 独立行政法人会計基準等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされていることを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。	2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 （5）財務内容の改善 独立行政法人会計基準等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされていることを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。	< 主な定量的指標 > 【短期借入金の限度額】 ・一般業務勘定における短期借入金の借入限度額を年間 5 千万円とする。 ・貸付業務勘定における短期借入金の限度額を年間 14 億円とする。 【重要な財産の処分等に関する計画】 ・長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産 10 億円を担保に供するものとする。 < その他の指標 > ・特になし。	< 主要な業務実績 > ・運営費交付金を厳格に算定するとともに、財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について、会計監査人及び監事により監査を受けつつ適切に作成した。 ・財務諸表等は、法人全体の決算情報のほか、収益化単位の業務（一般業務勘定及び貸付業務勘定）ごとに区分し、法令等に基づき官報及び協会ホームページ等で公表するとともに、東京及び札幌の各事務所に備え置くことにより、公表の充実及び財務内容の透明性の確保に努めた。 一般業務勘定 ・実績なし 貸付業務勘定 ・貸付業務勘定に係る短期借入金は、資金計画上 7 億 4,000 万円を予定していたが、借入需要を考慮の	< 評定と根拠 > 評定：B 財務内容の改善について、財務諸表等を会計監査人及び監事により監査を受けつつ適切に作成するとともに、収益化単位の業務ごとに区分し、協会ホームページや事務所へ備え置くこと等により、公表の充実と財務内容の透明性の確保に努めている。 短期借入金の限度額について、借入需要を考慮した結果、貸付業務勘定における借入金の借入額は 8,000 万円となり、利息支払いの節減につなげている。 重要な財産の処分等に関する計画について、基金資産 10 億円を担保に供することで、低利率での資金調達を達成している。 なお、短期借入金のうち一般業務勘定に係るもの、不要財産の処分に関する計画及び剰余金の使途については、該当するもの又は実績がなかった。	評定 B < 評定に至った理由 > 以下の実績により、財務内容の改善に関する事項について、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、評定を B とする。 【財務内容の改善】 運営費交付金の厳格な算定を行うとともに、収益化単位の業務ごとに区分し公表することにより、財務内容の透明性を確保している。 短期借入金について、一般業務勘定に係るものは、実績がなかった。また、貸付業務勘定に係るものは、借入需要を考慮し、8,000 万円を借り入れた。 長期借入金について、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産 10 億円を担保に供した。令和 7 年度は、担保差入金額 10 億円までの長期借入金につ

			＜評価の視点＞ 【財務内容の改善】 ・運営費交付金について、債務残高を踏まえ、厳格に算定を行ったか。 ・収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理しているか。 【短期借入金の限度額】 ・短期借入金の借入を行うこととした理由、その用途は適正か。 【重要な財産の処分等に関する計画】 ・担保の差し入れ先の提供方法は妥当か。 ・低利な資金調達が可能となっているか。	上、資金繰り上必要最低限の借入額8,000万円とした。これにより、支払利息額が減少した。	以上、所期の目標を達成していると認められることから、B と評価する。 ＜課題と対応＞ 引き続き財務諸表等の公表の充実及び透明性を確保するとともに、借入需要を考慮した借入額の算定、低利率での資金調達に努める。	いては、預入利率プラス 0.5%（出来上がり金利 0.775%）での借入を実施しており、無担保借入金の 2.8%（長期プライムレート）と比して、低金利での資金調達を実現した。 ＜今後の課題＞ 引き続き、財務内容の透明性を確保するとともに、借入需要を考慮した借入額の算定、低利率での資金調達に努めることが必要である。 ＜その他事項＞ 特になし。
	4．短期借入金の限度額 【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできるとし、その限度額を年間 5 千万円とする。 【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできるとし、その限度額を年間 14 億円とする。	4．短期借入金の限度額 【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできるとし、その限度額を年間 5 千万円とする。 【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできるとし、その限度額を年間 14 億円とする。	一般業務勘定 ・実績なし 貸付業務勘定 ・貸付業務勘定に係る短期借入金は、資金計画上 7 億 4, 000 万円を予定していたが、借入需要を考慮の上、資金繰り上必要最低限の借入額8,000万円とした。これにより、支払利息額が減少した。			
	5．不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	5．不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		・該当なし。		

		該当なし	該当なし				
		6. 重要な財産の処分等に関する計画 低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産 10 億円を担保に供するものとする。	6. 重要な財産の処分等に関する計画 低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産 10 億円を担保に供するものとする。		・設立時に国から交付された 10 億円の基金については、長期借入金取引のある民間金融機関において預入期間 1 年の定期預金で運用し、借入金の担保に供している。 ・預入先は、北洋銀行に 4 億円、北海道信用漁業協同組合連合会に 2 億 5,000 万円、大地みらい信用金庫に 2 億 5,000 万円、三菱 UFJ 銀行に 1 億円であり、それぞれ長期借入金の担保に供した。 ・貸付金原資確保のため毎年度、長期借入金を借入することが想定されるため、担保の提供方法は根質権としている。 ・令和 7 年度は、担保差入金額 10 億円までの長期借入金について、定期預金預入利率プラス 0.5% の利率（出来上がり金利 0.775%）での借入を実施しており、無担保借入金の 2.8%（長期プライムレート）と比して低利率での資金調達が実現した。		
		7. 剰余金の使途 剰余金は、職員の研修機会の充実、分かりやすい情報提供の充実等に充てる。	7. 剰余金の使途 剰余金は、職員の研修機会の充実、分かりやすい情報提供の充実等に充てる。		・実績なし。		

注 3）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報
・特になし。

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	6. その他業務運営に関する重要事項 （1）内部統制の充実・強化 法人としての説明責任を十分に果たすため、理事長等からの指揮命令系統や情報伝達・共有の仕組みなど意思決定プロセスを明確化、文書主義の徹底を進める。 業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、財務報告等の信頼性を確保する内部統制の充実・強化のため、監事と内部統制推進部門との連携等による監事機能の実効性の更なる向上や、前中期目標期間中に整備した	2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 （6）内部統制の充実・強化 法人としての説明責任を十分に果たすため、理事長等からの指揮命令系統や情報伝達・共有の仕組みなど意思決定プロセスを明確化するとともに、文書主義の徹底を図る。 業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、財務報告等の信頼性を確保する内部統制の充実・強化のため、監事と内部統制推進部門との連携等による監事機能の実効性の更なる向上や、前中期目標期間中に整備した	2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 （6）内部統制の充実・強化 法人としての説明責任を十分に果たすため、理事長等からの指揮命令系統や情報伝達・共有の仕組みなど意思決定プロセスを明確化するとともに、文書主義の徹底を図る。 業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、財務報告等の信頼性を確保する内部統制の充実・強化のため、監事と内部統制推進部門との連携等による監事機能の実効性の更なる向上や、前中期目標期間中に整備した	<主な定量的指標> ・特になし。 <その他の指標> ・特になし。 <評価の視点> 【内部統制の充実・強化】 ・理事長等からの指揮命令系統や情報伝達・共有の仕組み等、意思決定プロセスが明確化されているか。 ・監事と内部統制推進部門との連携がとれているか。 【公文書管理、個人情報保護、情報公開、情報セキュリティ対策】 ・内部統制の充実・強化と連動して、法人文書の管理、個人情報の保護及び情報公開について、法令等に基づき、適正に対応しているか。	<主要な業務実績> ・常勤職員 27 人（令和 7 年度末時点）の小規模法人であるため、理事長をはじめ役員及び管理職への事務・事業に係る報告、連絡及び相談の徹底を、定例の連絡会議等を通じて繰り返し喚起した。 ・内部統制の状況について、定期的に各課等の長からの事務局長への報告を経て、理事長へ報告される仕組みを、引き続き運用した。 ・監事及び理事長以下役職員との日常からの密接なコミュニケーションを図るとともに、決裁文書及び保有個人情報等の管理状況、情報セキュリティ対策の状況及び各担当の事務・事業の状況に関する監査を実施した（4 月 6 日、8 日、10 日、21 日～22 日及び5 月 18 日の各日）。 ・監査の結果は、監事より理事長に報告され、理事長は監事との意見交換等を通して内部統制の現状の把握とコンプライアンス意識の浸透に努めた。	<評定と根拠> 評定：B 内部統制の充実・強化について、小規模法人であることの特性を活かし、役員及び職員が密に連携して事務・事業の効率的かつ機動的な実施に取り組んでいる。 法人文書管理、個人情報保護、情報公開及び情報セキュリティ対策について、各制度に沿って適切に実施され、また外部からの監査に適切に対応するとともに、外部機関が主催する研修に参加するなど、必要な施策に求められる知識・スキルの向上に取り組んでいる。 施設及び設備に関する計画について、「独立行政法人北方領土問題対策協会インフラ長寿命化計画（行動計画）（令和 3 年度～令和 7 年度）」（令和 3 年 12 月策定）に基づき、適時・適切に修繕等が行うとともに、令和 7 年度一般会計補正予算（第 1 号）により追加的に措置された施設整備費補助金にて、北方館及び羅臼国後展望塔の老朽化に伴う改修工事に着手し、一部工事が完了している。 人事に関する計画について、職員の意向、適正等を踏まえた人員配置となるよう努めるとともに、業務に求められる知識・スキルの向上のた	評定	B
							<評定に至った理由> 以下の実績により、その他業務運営に関する重要事項について、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、評定を B とする。 【内部統制の充実・強化】 理事長等からの指揮命令系統や情報伝達・共有の仕組みなど意思決定プロセスを明確化し、遵守するとともに、監事と他の役職員との連携が図られている。 【公文書管理、個人情報保護、情報公開、情報セキュリティ対策】 法人文書の管理、個人情報の保護及び情報公開について、法令等に基づき適切に対応している。情報セキュリティ対策について、全役職員を対象とする研修の実施等の措置を講じている。 【施設及び設備に関する計画】 「独立行政法人北方領土問題	

内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を通じた不断の見直しに取り組む。	内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を通じた不断の見直しを図る。	内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を通じた不断の見直しを図る。	・情報セキュリティ対策の規程の整備や組織としての意識・対応力を向上させるための措置を講じたか。 【人事・労務管理】 ・計画的な人材の確保及び育成が図られているか。 ・業務を効率化させ、職員の働きやすい職場環境の整備に努めているか。 【デジタル化による業務運営の効率化】 ・デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に基づき、必要な体制整備を行い、情報システムの整備及び管理を適切に行っているか。		め職員を積極的に研修に参加させている。また、協会の事務・事業を取り巻く環境を踏まえて新規採用を行っている。 デジタル化による業務運営の効率化について、事務作業におけるペーパーレス化を進め、効率化に努めている。 温室効果ガスの排出の削減について、「独立行政法人北方領土問題対策協会がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」（令和5年5月11日）に定める施策に取り組み、排出削減に努めている。	対策協会インフラ長寿命化計画（行動計画）（令和3年度～令和7年度）」に基づき、協会が所管する3つの啓発施設について、適時適切に修繕等を行った。 また、北方館及び羅臼国後展望塔の老朽化に伴う改修工事に着手し、一部工事が完了した。
（2）公文書管理、個人情報保護、情報公開、情報セキュリティ対策 内部統制の充実・強化と連動して、法人文書の管理、個人情報の保護、情報公開について、法令等に基づき、適正に対応する。その際、法令の改正や行政機関における運用の動向等を十分に踏まえ、規程の整備や組織としての意識・対応力を向上させるための措置をとる。 情報セキュリティ対策については、政府機関の情	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 （4）公文書管理、個人情報保護、情報公開、情報セキュリティ対策 内部統制の充実・強化と連動して、法人文書の管理、個人情報の保護、情報公開について、法令等に基づき、適正に対応する。その際、内閣府の協力を得つつ、法令の改正や行政機関における運用の動向等を十分に踏まえ、規程の整備や組織としての意識・対応力を向上させるための措置を講ずる。 情報セキュリティ対策について	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 （4）公文書管理、個人情報保護、情報公開、情報セキュリティ対策 内部統制の充実・強化と連動して、法人文書の管理、個人情報の保護、情報公開について、法令等に基づき、適正に対応する。その際、内閣府の協力を得つつ、法令の改正や行政機関における運用の動向等を十分に踏まえ、規程の整備や組織としての意識・対応力を向上させるための措置を講ずる。 情報セキュリテ	【温室効果ガスの排出の削減】 ・温室効果ガス削減に向けた取組を適切に実施しているか。	法人文書の管理 ・令和7年度において、法人文書の不適切な取扱い事案はなかった。 個人情報保護 ・令和7年度において、個人情報ファイルに関する不適切な取扱い事案はなかった。 情報公開 ・令和7年度において、請求を受ける事案はなかった。 情報セキュリティ対策 ・協会の基幹情報システムに対するサイバー攻撃等、情報セキュリティインシデントに該当する事案はなかった。 ・情報セキュリティ意識の底上げのため、全役職員を対象とした「情報セキュリティ研修」を実施した。 ・国立研究開発法人情報通信研究機構及び総務省主催の CYDER（Cyber Defense Exercise with Recurrence：実践的サイバー防御演習）研修に職員が参加し、情報	＜課題と対応＞ 引き続き、内部統制を適切に確保するとともに、主務省令で定める業務運営に関する事項について取組を行う。	【温室効果ガスの排出の削減】 「独立行政法人北方領土問題対策協会がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」（令和5年5月11日）に定める施策に取り組み、温室効果ガスの排出削減に努めた。 ＜今後の課題＞ 引き続き、内部統制を適切に確保するとともに、主務省令で定める業務運営に関する事項に適切に取り組むことが必要である。 ＜その他事項＞ 特になし。

	報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、関係規程類を適時適切に見直し、整備する。これに基づき、情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより対策の改善を図る。	は、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、これに基づき、情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化を図るとともに、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより対策の改善に努める。	イ対策については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、これに基づき、情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化を図るとともに、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより対策の改善に努める。	セキュリティインシデント発生から解決までの対応手順の習得を図った。 ・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」が6月27日付けで改訂されたことを受けて、「独立行政法人北方領土問題対策協会セキュリティポリシー」（平成29年12月19日理事長決定）を一部改正した（令和8年4月1日施行）。		
		8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 （1）施設及び設備に関する計画 啓発施設について、業務の適正かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び当該施設の老朽化等に伴う施設の整備改修等を適宜行う。 令和7年度一般会計補正予算（第1号）により追加的に措置された施設整備費補助金については、下表のとおり、北方領土啓発施設の老朽化に伴う改修工事を行うために活用す	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 （1）施設及び設備に関する計画 啓発施設について、業務の適正かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び当該施設の老朽化等に伴う施設の整備改修等を適宜行う。 令和7年度一般会計補正予算（第1号）により追加的に措置された施設整備費補助金については、下表のとおり、北方領土啓発施設の老朽化に伴う改修工事を行うために活用す	・「独立行政法人北方領土問題対策協会インフラ長寿命化計画（行動計画）（令和3年度～令和7年度）」（令和3年12月策定）に基づき、同計画の対象である北方館、別海北方展望塔及び羅臼国後展望塔の3つの啓発施設について、適時・適切に修繕等を行った。 ・また、令和7年度一般会計補正予算（第1号）により追加的に措置された施設整備費補助金にて、北方館及び羅臼国後展望塔の老朽化に伴う改修工事に着手し、一部工事が完了した。		

	る。	る。																										
	<table><tr><th colspan="3">(単位：百万円)</th></tr><tr><th>施設・設備の内容</th><th>予定額</th><th>財 源</th></tr><tr><td>北方館（根室市納沙布岬）</td><td>90</td><td>施設整備費補助金</td></tr><tr><td>羅臼国後展望塔（羅臼町礼文町）</td><td>33</td><td>施設整備費補助金</td></tr></table>	(単位：百万円)			施設・設備の内容	予定額	財 源	北方館（根室市納沙布岬）	90	施設整備費補助金	羅臼国後展望塔（羅臼町礼文町）	33	施設整備費補助金	<table><tr><th colspan="3">(単位：百万円)</th></tr><tr><th>施設・設備の内容</th><th>予定額</th><th>財 源</th></tr><tr><td>北方館（根室市納沙布岬）</td><td>90</td><td>施設整備費補助金</td></tr><tr><td>羅臼国後展望塔（羅臼町礼文町）</td><td>33</td><td>施設整備費補助金</td></tr></table>	(単位：百万円)			施設・設備の内容	予定額	財 源	北方館（根室市納沙布岬）	90	施設整備費補助金	羅臼国後展望塔（羅臼町礼文町）	33	施設整備費補助金		
(単位：百万円)																												
施設・設備の内容	予定額	財 源																										
北方館（根室市納沙布岬）	90	施設整備費補助金																										
羅臼国後展望塔（羅臼町礼文町）	33	施設整備費補助金																										
(単位：百万円)																												
施設・設備の内容	予定額	財 源																										
北方館（根室市納沙布岬）	90	施設整備費補助金																										
羅臼国後展望塔（羅臼町礼文町）	33	施設整備費補助金																										
（３）人事・労務管理 情勢変化に柔軟に対応するとともに、常に新たな発想をもって業務を遂行していくため、また、組織としての国際的なコミュニケーション能力を向上するため、研修への参加の奨励や外部組織との人材交流の検討等を含め、職員の意向もより踏まえた柔軟な人員配置を通じたキャリア形成や計画的な人材の確保・育成の取組を進める。また、上述の業務の大胆な効率化と	8．その他主務省令で定める業務運営に関する事項 （２）人事に関する計画 ① 方針 情勢変化に柔軟に対応するとともに、常に新たな発想をもって業務を遂行していくため、また、組織としての国際的なコミュニケーション能力を向上するため、研修への参加の奨励や外部組織との人材交流の検討等を含め、職員の意向もより踏まえた柔軟な人員配置を通じたキャリア形成や計画的な人材の確保	8．その他主務省令で定める業務運営に関する事項 （２）人事に関する計画 情勢変化に柔軟に対応するとともに、常に新たな発想をもって業務を遂行していくため、また、組織としての国際的なコミュニケーション能力を向上するため、研修への参加の奨励や外部組織との人材交流の検討等を含め、職員の意向もより踏まえた柔軟な人員配置を通じたキャリア形成や計画的な人材の確保		・引き続き職員の意向を踏まえつつ、適正を見極めた上で人員配置を行うよう努めた。 ・協会主体の研修や他機関主催の各種研修へ職員が参加し、知識・スキルの向上を図った。 ・協会主体の研修については、オンラインの活用により東京及び札幌の各事務所の合同開催等、効率化に取り組んだ。																								

	相まって、長時間労働の防止、育児・介護等との両立支援等の働き方改革を進め、職員の士気の向上、働きやすい職場環境の整備を行う。	保・育成を図る。また、上述の業務の大胆な効率化と相まって、長時間労働の防止、育児・介護等との両立支援等の働き方改革を進め、職員の士気の向上、働きやすい職場環境の整備を図る。				
	② 人員に係る指標 (参考1) 1) 期首の常勤職員数 22人 2) 期末の常勤職員数 23人 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 【法人単位】 1,136百万円 (非常勤役員報酬を除く)					
	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (3) 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間中の業務を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (3) 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間中の業務を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。		・実績なし。		

	(4) デジタル化による業務運営の効率化 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、PMO(ポートフォリオ・マネジメント・オフィス)等の体制整備を行う。また、情報システムについては、投資対効果を精査した上で整備する。	2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 (7) デジタル化による業務運営の効率化 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、PMO(ポートフォリオ・マネジメント・オフィス)等の体制整備を行う。また、情報システムについては、投資対効果を精査した上で整備する。	2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 (7) デジタル化による業務運営の効率化 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。		内部の会議においては、原則、紙媒体での資料配付を行わないこととするとともに、デジタル上の情報の取扱いを容易かつ効率的に行う環境整備のため、役職員1名につき1台のディスプレイを配置するなど、事務作業におけるペーパーレス化を進め、効率化に努めた。	
	(5) 温室効果ガスの排出の削減 温室効果ガス削減のための取組を実施する。	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (5) 温室効果ガスの排出の削減 温室効果ガス削減のための取組を実施する。	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (5) 温室効果ガスの排出の削減 温室効果ガス削減のための取組を実施する。		「独立行政法人北方領土問題対策協会がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」(令和5年5月11日)に定める施策に取り組み、温室効果ガスの排出削減に努めた。	

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報
特になし。